

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月21日

【中間会計期間】 第112期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

【会社名】 株式会社栗本鐵工所

【英訳名】 Kurimoto, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 横内 誠三

【本店の所在の場所】 大阪市西区北堀江一丁目12番19号

【電話番号】 大阪6538局7724

【事務連絡者氏名】 コーポレートセンター 経理ユニット長 小島 眞也

【最寄りの連絡場所】 東京都港区新橋四丁目1番9号
(株式会社 栗本鐵工所 東京支社)

【電話番号】 東京3436局8001

【事務連絡者氏名】 総務部長 佐藤 容啓

【縦覧に供する場所】 株式会社栗本鐵工所東京支社
(東京都港区新橋四丁目1番9号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第110期中	第111期中	第112期中	第110期	第111期
会計期間		自平成17年4月1日 至平成17年9月30日	自平成18年4月1日 至平成18年9月30日	自平成19年4月1日 至平成19年9月30日	自平成17年4月1日 至平成18年3月31日	自平成18年4月1日 至平成19年3月31日
(1) 連結経営指標等						
売上高	百万円	66,188	56,034	70,622	166,895	151,371
経常利益又は経常損失(△)	百万円	△4,266	△3,885	△2,129	△1,150	33
当期純利益又は中間純損失(△)	百万円	△2,994	△2,828	△922	692	557
純資産額	百万円	87,426	85,910	83,364	91,313	86,647
総資産額	百万円	210,213	207,378	205,136	224,466	213,329
1株当たり純資産額	円	679.63	659.86	638.95	715.44	665.61
1株当たり当期純利益又は 中間純損失(△)金額	円	△23.28	△22.16	△7.23	5.38	4.37
潜在株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	41.6	40.6	39.7	40.7	39.8
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△7,226	△574	△1,724	△7,576	△525
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△77	△3,010	752	1,027	△687
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	2,318	329	△2,086	6,027	△1,284
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高	百万円	17,589	19,376	17,907	22,058	20,136
従業員数	名	2,761	2,858	3,091	2,687	2,797
(2) 提出会社の経営指標等						
売上高	百万円	33,890	30,091	30,901	81,432	78,592
経常利益又は経常損失(△)	百万円	△3,221	△1,683	△1,558	△1,787	1,138
当期純利益又は 中間(当期)純損失(△)	百万円	△2,129	△13,282	△494	682	△10,353
資本金	百万円	31,186	31,186	31,186	31,186	31,186
発行済株式総数	千株	133,984	133,984	133,984	133,984	133,984
純資産額	百万円	99,431	85,830	83,110	102,398	86,080
総資産額	百万円	159,166	147,599	141,039	169,116	149,566
1株当たり配当額	円	2.00	2.00	2.00	4.00	4.00
自己資本比率	%	62.5	58.2	58.9	60.5	57.6
従業員数	名	1,731	1,661	1,584	1,686	1,610

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 個別ベースの1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は中間(当期)純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、中間連結財務諸表を作成しているため記載していない。

3 第110期中間期、第111期中間期及び第112期中間期の連結ベースの潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載していない。

4 第110期及び第111期の連結ベースの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していない。

5 純資産額の算定に当たり、第111期中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

2【事業の内容】

当社のグループは、当社、子会社32社及び関連会社4社で構成され、鉄鋼・鋳鋼関連事業、鋼製構造物・機械関連事業、建築及び建築関連事業、その他事業の製品の製造販売を主な内容として事業活動を展開している。

当グループの事業に係わる位置づけは次のとおりである。

鉄鋼・鋳鋼関連事業……………当社が製造販売する他、一部については、連結子会社ヤマトガワ㈱、三興機鋼㈱及び関連会社北海道管材㈱を代理店として販売している。又、工事関係については、連結子会社㈱クリモトテクノス及びピー・エス・ティ㈱に委託している。

鋼製構造物・機械関連事業……当社が製造販売する他、一部については連結子会社クリモトメック㈱が販売している。又、工事関係については、連結子会社㈱クリモトテクノスに委託している。

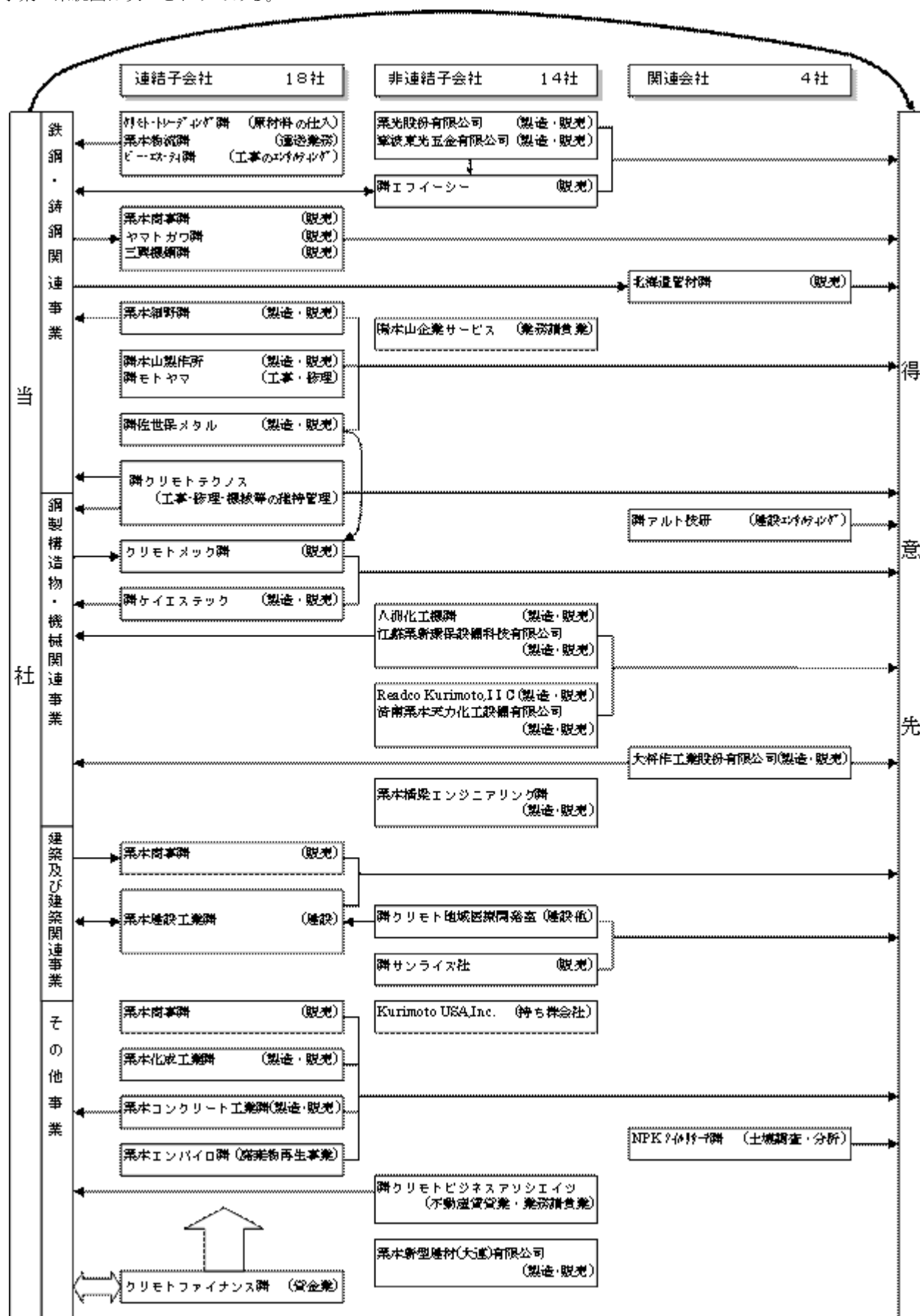
建築及び建築関連事業……………当社が関連製品を製造販売する他、建築関係については、連結子会社栗本建設工業㈱が設計・施工を行っている。

その他事業……………連結子会社栗本化成工業㈱が製造販売する他、連結子会社栗本コンクリート工業㈱が製造し当社が仕入れて販売している。

当グループの製品の一部は、連結子会社栗本商事㈱を通じて販売されている。

Kurimoto USA, Inc. は、米国における持株会社である。

事業の系統図は次のとおりである。



3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間における重要な会社の異動は、次のとおりである。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱ケイエステック	富山県新中川郡立山町	300	鋼製構造物・ 機械関連事業	66.7 (0.0)	当社製品の製造 役員の兼任 なし
(非連結子会社) 栗本橋梁エンジニアリング㈱	大阪府堺市堺区	20	鋼製構造物・ 機械関連事業	100.0 (0.0)	現状では取引関係は ないが、当社製品の 一部の製造を委託す る場合がある。 役員の兼任 なし

(注) 1 主要な事業内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載している。

2 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数 (名)
鉄鋼・鋳鋼関連事業	1,379
鋼製構造物・機械関連事業	748
建築及び建築関連事業	552
その他事業	208
全社 (共通)	204
合計	3,091

(注) 1 従業員数は就業人員数である。

2 人員には嘱託、雇員を含んでいない。

3 従業員数が前連結会計年度末と比べて294名増加しているが、その主な理由は、㈱本山製作所、㈱モトヤマ、㈱ケイエステックが連結子会社となったことによるものである。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数 (名)	1,584
----------	-------

(注) 1 従業員数は就業人員数である。

2 人員には嘱託、雇員を含んでいない。

(3) 労働組合の状況

労使関係については、特に記載すべき事項はない。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、企業の堅調な設備投資や、雇用情勢の改善を受け安定的に推移したものの、一方では原油や各種材料価格の高騰などにより企業業績の先行きへの懸念材料が顕在化してきた。

このような状況のもとで、当社グループはコンプライアンス経営の強化をはかるとともにお客様のニーズに適応した製品の拡販や納期に的確に対応するとともに品質の向上、原価の改善につとめた。

また、平成17年度を基点とした「ビジョンNEXT100」に基づき経営体質の改革を加速化し、収益構造の再構築を推進してきた。

受注面では「建築及び建築関連事業」において改正建築基準法の施行による発注手控えの影響、ならびに上期受注予定物件の下期への繰延などにより前中間連結会計期間比で87億円の受注減、また、「鋼製構造物・機械関連事業」においても機械部門の鍛圧機の下期への繰延ならびに鋼橋上部工事にかかる独占禁止法違反による指名停止、水門の製造・工事に関する独占禁止法違反による指名停止の影響を受けたことにより4億円の受注減となった。反面、「鉄鋼・鋳鋼関連事業」においては、(株)本山製作所の新規連結、大阪、東京において配管資材、浄水場向け更新資材の大口受注などにより46億円の受注増、「その他事業」においても国内需要の回復により2億円の受注増となったが、全体では41億円の減少となった。

売上面では、「建築及び建築関連事業」、「鉄鋼・鋳鋼関連事業」ならびに「その他事業」が前中間連結会計期間比で146億円増加した反面、「鋼製構造物・機械関連事業」で1億円の減少となり、全体では145億円の増加となった。この結果、期間受注高は708億円(前中間連結会計期間比5.6%減)、売上高は706億円(前中間連結会計期間比26.0%増)、受注残高は806億円(前中間連結会計期間比10.0%減)となった。

利益面では、高止まりが続くスクラップ、鉄鉄、鋼材等の原材料価格がコストアップ要因となったが、海外調達への促進、経費の圧縮、生産効率の向上などのコスト削減諸施策を積極的に取り組んできたことにより、連結営業利益で前中間連結会計期間比で17億円改善した結果、連結経常損失は21億円、連結中間純損失は9億円となった。

(セグメント別の概況)

「鉄鋼・鋳鋼関連事業」は、鉄管部門においては国内需要動向の落ち着きを背景に高機能ダクタイル鉄管の拡販につとめた結果、受注、売上ともに増加した。バルブ部門においては官需分野については価格競争が激化し厳しい事業環境におかれた反面、民需分野においては当中間連結会計期間から新規に連結会社とした(株)本山製作所の好調な業績を反映し、受注高、売上高ともに増加した。これらにより、連結受注高は271億50百万円(前中間連結会計期間比20.8%増)、連結売上高は234億31百万円(前中間連結会計期間比24.9%増)、連結営業損失77百万円となった。

「鋼製構造物・機械関連事業」は、機械部門においては、当中間連結会計期間から新規に連結会社とした(株)ケイエステックにより売上高は増加したものの、好調な自動車、化学関連の設備投資が生産拠点の再編により計画延期されたことによる影響を受けて受注が下期へ繰り延べられた。鉄管部門については鋼橋上部工事、水門の製造・工事に関する独占禁止法違反による指名停止の影響を受け受注高ならびに売上高が減少した。また、低価格入札物件による厳しい受注価格に加え、原材料価格の高騰による製造原価の上昇が見込まれた結果、当中間期において引当金を計上することとなり厳しい利益水準となった。環境部門についても、受注は堅調に推移したが、当初、当中間期に売上を見込んでいた大型物件の工事進捗の遅れにより売上高が減少したことに加え、大型ごみ処理プラントの改良工事に伴う追加原価の発生が収益圧迫の要因となった。これらの結果、連結受注高は162億92百万円(前中間連結会計期間比2.4%減)、連結売上高は158億15百万円(前中間連結会計期間比0.6%減)、連結営業損失は14億6百万円となった。

「建築及び建築関連事業」は、建材部門においては、新規に道路騒音対策分野に事業拡大を行った結果、受注、売上ともに増加した。建設部門においては、当中間期は受注減となったものの工事進行基準の見直しならびに工事進捗の前倒しなどにより売上高は増加した。また、当中間期は不採算物件や追加工事が減少したことにより収益が改善された。これらにより連結受注高は218億58百万円(前中間連結会計期間比28.6%減)、連結売上高は270億8百万円(前中間連結会計期間比54.9%増)、連結営業利益は3億84百万円となった。

「その他事業」は、合成樹脂管やヒューム管においては、厳しい市場環境にあるなかで、新規に大口径管の受注や推進管の積極的な営業展開などにより、受注高、売上高ともに増加した。この結果、連結受注高は55億45百万円(前中間連結会計期間比5.1%増)、連結売上高は43億67百万円(前中間連結会計期間比11.3%増)、連結営業損失は14百万円となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末より22億円減少し、当中間連結会計期間末には、179億円となった。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、17億円となった。これは税金等調整前中間純損失17億円に減価償却費等の非資金項目と売上債権・たな卸資産を中心とする流動資産、仕入債務を中心とする流動負債等の増減によるものである。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、7億円となった。これは主に有価証券の取得、売却と有形固定資産の売却に伴うものである。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、20億円となった。これは短期借入金の増加に対して、長期借入金の減少ならびに社債の償還によるものである。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
鉄鋼・鋳鋼関連事業	21,291	1.9
鋼製構造物・機械関連事業	13,678	△1.4
建築及び建築関連事業	27,417	58.8
その他事業	3,483	12.0
合計	65,870	19.4

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去している。

2 金額は、売価換算額による。

3 上記金額には、消費税等は含まれていない。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	受注高（百万円）	前年同期比（％）	受注残高(百万円)	前年同期比（％）
鉄鋼・鋳鋼関連事業	27,150	20.8	14,537	14.2
鋼製構造物・機械関連事業	16,292	△2.4	33,618	△8.4
建築及び建築関連事業	21,858	△28.6	30,002	△20.3
その他事業	5,545	5.1	2,531	△0.3
合計	70,847	△5.6	80,690	△10.0

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去している。

2 上記金額には、消費税等は含まれていない。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
鉄鋼・鋳鋼関連事業	23,431	24.9
鋼製構造物・機械関連事業	15,815	△0.6
建築及び建築関連事業	27,008	54.9
その他事業	4,367	11.3
合計	70,622	26.0

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去している。

2 上記金額には、消費税等は含まれていない。

3【対処すべき課題】

平成19年度は、平成17年度を起点とする「中期3ヵ年経営計画」の最終年度に当たり、平成20年度を起点とする「新・中期3ヵ年経営計画<ビジョンNEXT100フェーズ2>」へつなげるため、部門間の連携を強化し、既存事業の拡大、周辺事業への展開のスピードアップをはかるとともに、M&A、アライアンス戦略を積極的に展開している。また、官需から民需へ、国内から海外への事業領域変革を一層加速させるため、民需を主体とする機械部門、建材部門へ引き続き経営資源を集中するなど、民需拡大策をより強固に推進している。

その一環として本年5月に、佐藤鉄工(株)が、鍛圧事業を会社分割することにより設立された(株)ケイエステックを当社の連結子会社とした。これにより機械部門の技術力強化、人材の増強をはかり、鍛圧事業の拡大に確実につなげていく。また本年2月に子会社化した(株)本山製作所では、本年度に入り当社住吉工場の活用により、これまで生産していなかった大型コントロールバルブの生産に着手し、商品ラインアップの強化をはかっている。同時に当社においても同社の製品を扱うことにより民需向けバルブの拡販を着実に進めている。更に、当社中核事業の鉄管部門においては、北海道地区の上農下水道用土木資材の販売会社である北海道管材(株)を、本年10月に株式の追加取得した。これは、今後販売業者間では一層の競争激化が予想されるため、当社グループの傘下とすることで当社製品の販売体制を磐石にし、他社製品も充実させた上で、お客様の様々な要求に対応しつつ一層の拡販をはかるものである。一方、橋梁業界において公共事業の削減などによる厳しい市場環境の中、自立体制を明確にし、事業の生き残りを目的として、本年11月に橋梁事業を栗本橋梁エンジニアリング(株)へ移管した。また、事業効率向上の観点から、連結子会社である栗本エンパイロ(株)の飲料缶リサイクル事業を、より専門性の高い企業へ資産譲渡の上、同社を解散する。また同社子会社であるクリモトソーワ(株)の株式及び資産譲渡も併せて実施した。さらに、土壌浄化に関連した調査分析を行っていたNPKソイルリサーチ(株)についても、共同出資会社である日本パーカライジング(株)と協議の上解散することとした。

海外戦略としては、本年度に新設された海外本部により、部門毎の海外営業組織及び北米、欧州、中国、東・東南アジア地域へ展開された海外の事業所を一元的に管理することで各々を戦略立案・情報収集、販売・製造拠点として、より一層の拡充をはかっている。特に中国市場では、既進出の当社現地法人相互の連携を深め、中国市場におけるクリモトグループの中核拠点とすべく、現在の上海駐在員事務所の機能拡充を実施している。これにより中国市場への販売、中国市場からの調達を全体最適視点で捉えることができ、海外売上拡大、海外調達における外部流出費削減、リスク対応等が強化、加速化される。併せて、(株)本山製作所の中国販売網との連携により中国市場向けバルブの更なる拡販をはかる。

新製品、新事業については、各部門との連携を深めるとともに、分散している研究拠点を集約し、事業化のための研究強化を目指し本年3月に竣工した「クリモト創造技術研究所」においては、大阪大学接合科学研究所と共同で接合部の引張強度を従来より大幅に向上させたマグネシウム合金接合技術の開発に成功した。また本年4月から大阪大学接合科学研究所内に「多元ハイブリッドプロセス技術(栗本鐵工所)寄附研究部門」を設立し、同研究所と共同研究も実施している。建材部門では、環境にやさしい段ボール製空調ダクト「コルエアダクト」を大成建設(株)、レンゴー(株)と共同開発し、本年4月の発売以来大変好評を得ている。その他、ライフラインの耐震化が叫ばれるなか、当社と(株)クリモトテクノとの協業で、水道管路耐震化の一環として、本年10月に水管橋耐震システム「みずごろうー水護ろうー」を開発した。

今後も産学及び企業間の連携を深めつつ、「環境」、「インフラ」、「エネルギー」、「生活密着」、「海外」をキーワードに、各事業領域において、お客様の信頼を得、お客様満足第一のモノづくりに徹して、独自の価値と安心を提供し続け、新素材の製品化、事業化のスピードアップをはかり、民需拡大につとめる。

(買収防衛策について)

当社は平成19年6月27日開催の定時株主総会において、会社の支配に関する基本方針及び当該基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に対する対応策(以下「本プラン」といいます。)について決議いたしました。その概要は以下のとおりであります。

注1：特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)

又は、

(ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者

(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。))も加算するものとします。)又は、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものをいいます。

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(会社法施行規則第127条(平成18年法務省令第12号)にいう、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

当社の株式は譲渡自由が原則であり、当社の株主は、市場での自由な取引を通じて決まるものです。よって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。従って当社は、当社経営の支配権の移転を伴うような買付提案等があった場合に、賛同されるか否かの判断についても、最終的には株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えています。

一方、当社グループは、2004年6月に当社グループの今後の進むべき方向性を定めた「ビジョンNEXT100」を公表するとともに、ビジョンの具体化を示した基本戦略ならびに中期経営計画(2005年度～2007年度)を策定し、企業価値・株主共同の利益の向上を重視した経営を行っています。当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資するものであれば、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与しようとする買付を否定するものではありませんが、当社株式の買付等の提案を受けた場合に、それが当社の企業価値・株主共同の利益に影響を及ぼすか否かにつき当社株主の皆様が適切に判断されるためには、当社株式の買付等の提案をした者による買付後の当社の企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み等について当社株主の皆様十分に把握していただく必要があると考えます。

しかし、当社株式買付等の提案の中には、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えています。

II 基本方針の実現に資する取組み

当社では、「ビジョンNEXT100(これを具体化するための基本戦略ならびに中期経営計画を含みます。)」とコーポレート・ガバナンスの強化の両面から当社の企業価値・株主共同の利益の向上に取り組んでいます。以下に掲げるこれらの取組みは、今般決定しました上記Iの基本方針の実現に資するものと考えています。

1. 「ビジョンNEXT100」による企業価値・株主共同の利益向上の取組み

当社は、1909年の創業以来、ステークホルダーの皆様との信頼関係を基盤とし、鉄鋼・鋳鋼関連事業、鋼製構造物・機械関連事業、建築及び建築関連事業、その他事業をグループ会社と共に展開しています。当社グループは、2009年に100周年を迎えますことから、次の100年さらにその後も成長し続けたいとの思いを込めて、2004年6月に「ビジョンNEXT100」を策定、公表し、「海外比率を高める」「新技術・新商品の創造による成長の持続」「事業の再編成等によるグループ全体の価値を高める」「攻めの風土を有する」という今後の当社グループのあるべき姿を定め、これを具体化するために企業価値・株主共同の利益の向上を重視した経営を行っています。

2. 「コーポレート・ガバナンス(企業統治)の充実」による企業価値・株主共同の利益向上の取組み

当社は、以下の企業理念のもとで、グループ会社と共に企業価値・株主共同の利益の向上を実現させていきたいと考えています。これらを実現するためには、経営の効率性・透明性・適法性が必要であることから、コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、次の施策を実施しています。

企業理念

- ・私達は水と大気と生命(いのち)の惑星、地球を大切にし、人間社会のライフラインを守ります。
- ・私達は「安心」という価値を提供し、社会と顧客の信頼に応えます。
- ・私達は顧客の声をよく聴き、顧客から学び、独自の技術を深め、新しい技術を加え、顧客にオリジナルな

「最適システム」を提案します。

- ・私達はモノづくりを通じて、社員の幸せと人間社会の幸せを目指します。
- ・私達はこれらの実践のため、継承と変革の調和を計り、個性と創意を尊重し、企業の発展と社会への貢献につとめます。

＜コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況＞

(1) 経営上の意思決定、業務執行及び監督

当社においては、最高意思決定機関及び監督機関として10名からなる取締役会が、その職務に当たる事を基本とした制度を採用しております。また、代表取締役社長を中心としたメンバーによる経営会議を設置し、中期経営計画や事業の再編等の重要案件を審議する事で取締役会の機能補完と意思決定の迅速化を図っております。また、社外監査役2名を含む4名からなる経営監査機関として監査役会を設置し、2名を常勤監査役としており、今後とも、取締役会、その他の重要な会議に出席し、重要な決裁書類を閲覧することを含め、内部統制の運営状況等の確認を行い、必要に応じて取締役会に意見を述べるなど、取締役の職務執行に対する監査を行ってまいります。

(2) 内部統制システム

当社は、2006年5月に、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」といいます。）に関する基本方針を策定し、当該方針に基づいて、内部統制システムについての具体的な取組みとして、関係法令の順守のみに留まらず社会的規範に則って行動することを目指し、企業行動基準をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を定め、コンプライアンス重視の企業風土を醸成すべく、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。

Ⅲ 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1. 本プラン導入の目的

企業価値・株主共同の利益の中長期的な向上を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに顧客、取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできません。突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを、株主の皆様が短期間のうちに適切に判断するためには、大規模買付者及び取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料でもあります。同様に、取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料になると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会では、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に株主の皆様判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する取締役会としての意見を独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら慎重に検討したうえで形成し開示いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案条件の改善についての交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と取締役会から代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能になり、最終的な判断を決定するために必要な情報と機会を与えられることとなります。

当社取締役会は、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付行為がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定するとともに、前述Ⅰの会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取組みとして対抗措置を含めた本プランを導入することといたしました。

2. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その内容は以下のとおりです。

(1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役社長宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を記載した意向表明書をご提出いただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先

⑤ 提案する大規模買付行為の概要等

(2) 必要情報の提供

当社は、上記(1)意向表明書受領後7営業日以内に、株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成のために、大規模買付者から取締役会に対して提供いただくべき必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを当該大規模買付者に交付します。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び組合員(ファンドの場合)その他の構成員を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等を含みます。)
- ③ 買付等の価格の算定根拠(算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びその根拠を含みます。)
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤ 大規模買付行為後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係るステークホルダーの処遇方針
- ⑦ 必要な政府当局の承認、第三者の同意等、大規模買付行為の実行に当たり必要な手続の内容及び見込み、また大規模買付行為に対する独占禁止法その他の競争法ならびにその他大規模買付者又は当社が事業活動を行っているか製品を販売している国又は地域の重要な法律の適用可能性や、これらの法律が大規模買付行為の実行に当たり支障となるかどうかについての考え及びその根拠

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。大規模買付行為の提案があった事実については速やかに開示し、取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

(3) 取締役会による評価期間等

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後のみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明し、又は、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得することに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で買付行為を行っている場合(いわゆるグリーンメーラーである場合)
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権・ノウハウ・企業秘密情報・主要取引先や顧客等を当該買取者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で買付行為を行っている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該買取者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で買付行為を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙つ

て株式の高値売り抜けをする目的で買収行為を行っている場合

⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要するおそれがある場合

⑥ 大規模買付者の提案する買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、買い付ける株券等の上限の有無その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値・株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切である場合

⑦ 大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合

⑧ 大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分又は不相当であるため、当社事業の成長性・安定性が阻害され、又は顧客及び公共の利益に重大な支障をきたすおそれがある場合

⑨ 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

（２）大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、又はその他大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

（３）独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが順守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会規程を定め、独立委員会を設置することといたしました。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役ならびに社外有識者（注４）の中から選任します。設置当初における独立委員会の委員は、社外監査役2名ならびに弁護士中村隆氏が就任する予定です。

注４：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

（４）対抗措置の発動の手續

本プランにおいては、上記（１）大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、上記（１）に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、及び上記

（２）に記載のとおり対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、まず取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は大規模買付ルールが順守されているか否か、十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択することとします。取締役会が対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てをする場合の概要は別紙２に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てをする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条件を設けることがあります。

（５）対抗措置発動の停止等について

前記（１）又は（２）において、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、独立委員会の助言、意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断したときには、行使期間開始日までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権無償割当ての中止、又は新株予約権無償割当て後において、当社が無償で新株予約権を取得する方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

４．株主・投資家に与える影響等

（１）大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3. のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応策が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置の発動が株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、上記3. のとおり、対抗措置をとることがありますが、取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に従って、当該決定について適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てが行われる場合は、取締役会で別途定めて公告する割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割当てられますので、名義書換未了の株主の皆様には、当該割当期日までに名義書換を完了していただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券について名義書換手続は不要です。）。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。但し、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い当該新株予約権の取得の手続きを取る場合には、大規模買付者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになります。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行又は取得することとなった際に、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に従って、別途お知らせいたします。

割当期日において名義書換未了の株主の皆様（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券の株主を除きます。）に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当てを受け、当該新株予約権の行使によるかあるいはその取得と引き換えに当社株式を受領することに比して、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、1株当たりの株式価値の希釈化は生じず、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主、又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。大規模買付者については、大規模買付ルールを順守しない場合や、大規模買付ルールを順守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

5. 大規模買付ルールの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランの有効期間は定時株主総会の日から1年間（2008年6月に開催予定の定時株主総会時まで）とし、以降、本プランの継続（一部修正した上での継続を含みます。）については定時株主総会の承認を経ることとします。

取締役会は、本プランの有効期間中であっても、株主総会での承認の趣旨の範囲内で、本プランを修正する場合があります。

また、本プランの廃止は、定時株主総会により承認された後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

IV 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記Ⅲ1. 「本プラン導入の目的」にて記載したとおり、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値

ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 合理的な客観的発動要件の認定

本プランは、上記Ⅲ 3. 「大規模買付行為がなされた場合の対応」にて記載したとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際して、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重することとしています。

また、株主の皆様へ情報開示することとしており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 株主意思を尊重するものであること

本プランは、2007年6月開催の定時株主総会にてご承認をいただいております。株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社定時株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従いまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(別紙1)

大株主の状況（平成19年3月31日現在）

株主名	当社への出資状況持株数（出資比率）
太陽生命保険株式会社	12,090千株（9.5%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	11,534千株（9.0%）
日本生命保険相互会社	8,482千株（6.6%）
みずほ信託銀行株式会社	4,601千株（3.6%）
株式会社りそな銀行	4,440千株（3.5%）
富士火災海上保険株式会社	3,817千株（3.0%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	3,806千株（3.0%）
株式会社みずほコーポレート銀行	3,623千株（2.8%）
株式会社三井住友銀行	2,720千株（2.1%）
明治安田生命保険相互会社	2,501千株（2.0%）

(注) 出資比率は自己株式（6,363,404株）を控除して計算しております。

(別紙2)

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

(別紙3)

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・ 独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・ 独立委員会決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(別紙4)

独立委員会の委員略歴

(1) 社外有識者

中 村 隆 (弁護士)
昭和45年3月 立命館大学法学部卒業
昭和47年 司法試験合格
昭和50年4月 弁護士登録
中村・平井・田邊法律事務所所長として
現在に至る

(2) 社外監査役

天 明 昭 雄
昭和40年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行
平成3年6月 同行取締役人事部長
平成6年5月 同行常務取締役
平成12年5月 株式会社ビックカメラ副社長
平成14年1月 株式会社豊年味の素製油監査役
平成17年6月 当社社外監査役

中 谷 英 志
昭和47年4月 田熊汽缶製造株式会社（現 株式会社タクマ）入社
平成9年11月 同社業務本部業務部専任副部長
平成10年5月 同社プラント建設本部プロジェクト推進部副部長
平成13年11月 同社監査部長
平成16年11月 同社CSR推進・監査部長
平成18年4月 同社監査部長
平成19年6月 当社社外監査役

4 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成19年9月25日開催の取締役会において、平成19年11月1日付けで当社の鉄構事業部の橋梁関連事業を、子会社である栗本橋梁エンジニアリング㈱に会社分割により移管する決議を行い、同日に栗本橋梁エンジニアリング㈱と吸収分割に関する契約を締結した。

(会社分割の日程)

分割決議取締役会	平成19年9月25日
分割契約締結	平成19年9月25日
分割承認株主総会	平成19年9月25日
分割の効力発生日	平成19年11月1日

なお、詳細については、「第5 経理の状況 1. 中間連結財務諸表等（2. 中間財務諸表等）」の重要な後発事象に記載のとおりである。

5 【研究開発活動】

当社グループは有用な製品とサービスを社会に提供して、人類社会の幸福の実現に貢献するという企業理念のもとに、鋭意、技術開発ならびに研究開発活動につとめている。世界的社会ニーズの中から、当社の企業集団の総合能力に適合し、開発可能と予測される新製品・新技術等長期的成長の基盤となる基礎研究は開発部門が担当し、現有技術の延長線上にある製品・技術等の開発は各セグメントで行うという体制で各々研究に取り組んでいる。

当中間連結会計期間の研究費の総額は745百万円であり、セグメント別の研究開発費は、鉄鋼・鋳鋼関連事業219百万円、鋼製構造物・機械関連事業93百万円、建築及び建築関連事業14百万円、その他事業4百万円である。主な研究概要とその成果については次のとおりである。なお、研究開発費については、開発部門で行っている各事業部門に配分できない基礎研究費用413百万円が含まれている。

以下の内容は、全社研究開発部門である技術開発本部が取り組んでいる主なテーマである。

1. クリモト創造技術研究所 竣工記念シンポジウム開催

本年3月12日のクリモト創造技術研究所竣工を記念して、5月10日、同研究所にて竣工記念シンポジウムと懇親パーティを開催した。現在、当社と共同で研究開発を推進している大学・研究機関ならびに民間企業と当社の関係者を含め約180名が参集した。シンポジウムでは研究開発テーマの一部紹介として、全社研究テーマである『高強靱性マグネシウム合金の開発』のほか、事業部連携テーマ『二軸連続混練機による粒子の機能化』、技術開発本部研究テーマ『燃料電池小型移動体の開発』を発表した。その後、研究所館内のみならず、機械製造工場も見学いただくなど、共同研究者と今後の技術開発のさらなる連携強化をはかる重要な機会となった。

2. コルエアダクト（段ボールダクト）

当社は再生紙で作られた段ボールにアルミニウム箔をラミネートした材料を用いて換気・空調用ダクトを開発し、販売を開始した。これは大成建設㈱、レンゴー㈱と当社とで共同開発したもので、軽量で保温性を備え、環境負荷が少ないといった特徴があり、本年度から建材事業部が製造販売をスタートしている。

段ボールをダクト材料として利用するアイデアは古くからあり、1970年代には特許等が出願されているが、不燃性の付与とコスト面から実際に使用された例は少なかった。地球温暖化や資源の有効利用など環境問題への意識が高まる中で建築物においても環境に配慮した建材を使用することが求められている。本製品は製品重量に占める再生紙比率を75%以上として、グリーンマーク表示の承認を得ている。また従来製品（鉄板ダクト+グラスウール保温）と比較してCO₂（炭酸ガス）の排出量を1/3以下にしたほか、平板状態で運べることから輸送時に関わるCO₂排出量の削減も期待できる。

これらのことから、本製品は環境に良い製品であるとして本年6月に新聞等で紹介され、大きな反響を得ている。今後は製品ラインナップの充実を図り、多くの需要に備えて安定した生産体制を構築していく予定である。

3. 水管橋耐震システム「みずごろうー水護ろうー」

わが国では、地震に対する危機感が日増しに高まりつつあり、水道管路の耐震性能強化が早急に解決すべき課題として注目されている。本製品の対象である水管橋は、水道管路が河川等を横断する際に適用される方法のひとつで、水道管を桁の主要部材として橋を形成する構造物である。水管橋もライフラインの一部として、耐震化が推進されているが、従来行なわれてきた耐震補強の工事は一般的に重量物を設置する大規模なものとなり、必然的に工事費も高額になる。そこで当社と㈱クリモテクノスでは、高強度繊維とゴムを組み合わせた水管橋耐震システム「みずごろうー水護ろうー」を開発し、本年11月に発表した。本システムは両岸部の伸縮管をカバーする状態で設置され、通常は既設伸縮管が水密性を保持し、温度変化による桁の伸縮を吸収するが、地震により支承部が破損した時には、あらゆる方向への変位に追従できる機能を実現した。災害に強い安定した水道システムを構築し、将来の不安に対する万全の備えを築くため、これまで耐震化が困難とされてきた小規模の水管橋を含めた耐震化率100%をめざして本システムを積極的に提案していく。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、新たに確定した設備の売却の計画は、次のとおりである。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別セグ メントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）			売却による能力減少
				建物他	土地 (面積㎡)	合計	
当社	土地 (東京都あきる野市)	全社	土地	—	951 (13,233)	951	遊休資産のため能力 の減少はない

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	393,766,000
計	393,766,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年12月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	133,984,908	133,984,908	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	—
計	133,984,908	133,984,908	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	133,984,908	—	31,186,098	—	28,743,689

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
太陽生命保険株式会社	東京都港区海岸1丁目2番3号	12,090	9.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	8,822	6.58
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	8,482	6.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	7,852	5.86
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	4,601	3.43
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	4,440	3.31
富士火災海上保険株式会社	大阪市中央区南船場1丁目18番11号	3,817	2.85
ザ バンク オブ ニューヨーク トリー ティアー ジャステック アカウント (常任代理人株式会社東京三菱UFJ銀行)	AVENUE DES ARTS, 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	3,759	2.81
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	3,623	2.70
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	2,720	2.03
計	—	60,208	44.90

- (注) 1 当社は自己株式6,371千株を保有しているが、上記の大株主には含めていない。
2 みずほ信託銀行株式会社の所有株式数4,601千株は、全て実質所有株式数であり、信託業務に係る株式数はない。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 6,371,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 127,251,000	127,251	—
単元未満株式	普通株式 362,908	—	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	133,984,908	—	—
総株主の議決権	—	127,251	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株含まれている。
また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれている。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社栗本鐵工所	大阪市西区北堀江 一丁目12番19号	6,371,000	—	6,371,000	4.76
計	—	6,371,000	—	6,371,000	4.76

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	349	347	447	457	429	349
最低(円)	306	278	300	402	317	294

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて役員の変動はない。

第5【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成している。

なお、第111期中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、第112期中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表についてはナニワ監査法人により中間監査を受け、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間財務諸表については大阪監査法人により中間監査を受けている。

なお、ナニワ監査法人は、平成19年7月1日付をもって有恒監査法人と合併し、名称を大阪監査法人に変更している。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産								
1 現金及び預金	※2	21,601		19,703		22,146		
2 受取手形及び売掛金	※2.6	44,155		52,458		62,693		
3 有価証券		204		320		188		
4 たな卸資産	※2	37,442		35,467		29,942		
5 繰延税金資産		4,476		2,717		1,463		
6 その他		4,549		3,615		4,107		
7 貸倒引当金		△670		△789		△842		
流動資産合計		111,758	53.9	113,492	55.3	119,697	56.1	
II 固定資産								
1 有形固定資産	※2							
(1) 建物及び構築物		30,746		29,616		27,831		
減価償却累計額		18,876	11,870	17,296	12,319	16,926	10,905	
(2) 機械装置及び運搬具		55,114		54,167		53,507		
減価償却累計額		44,904	10,209	44,306	9,861	43,963	9,543	
(3) 工具器具及び備品		10,954		10,749		10,485		
減価償却累計額		9,768	1,185	9,488	1,261	9,344	1,140	
(4) 土地			30,271		28,479		26,931	
(5) 建設仮勘定			1,171		649		1,209	
計			54,708		52,571		49,730	
2 無形固定資産								
その他			449		613		597	
計			449		613		597	
3 投資その他の資産								
(1) 投資有価証券			36,233		31,603		38,550	
(2) 繰延税金資産			630		2,925		1,354	
(3) その他			8,253		5,358		4,766	
貸倒引当金			△4,660		△1,428		△1,367	
計			40,456		38,459		43,303	
固定資産合計			95,614	46.1	91,644	44.7	93,631	43.9
III 繰延資産								
新株発行費			5		—		—	
繰延資産合計			5	0.0	—	—	—	
資産合計			207,378	100.0	205,136	100.0	213,329	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1 支払手形及び買掛金	※2.6	43,343		46,711		52,453		
2 短期借入金	※2	41,797		44,963		43,651		
3 1年以内償還予定社債	※2	700		750		1,050		
4 未払法人税等		215		470		592		
5 未払費用		1,751		1,496		2,260		
6 前受金		8,550		6,534		5,311		
7 引当金								
賞与引当金		1,275		1,150		1,580		
その他引当金		705	1,981	1,253	2,404	730	2,310	
8 設備支払手形	※6		254		419		153	
9 その他			3,462		3,811		3,631	
流動負債合計			102,056	49.2	107,562	52.5	111,416	52.2
II 固定負債								
1 社債	※2		750		—		—	
2 長期借入金	※2		12,346		6,947		9,536	
3 繰延税金負債			223		311		—	
4 引当金								
退職給付引当金		5,538		5,671		5,236		
その他引当金		289	5,827	280	5,951	276	5,513	
5 負ののれん			171		755		127	
6 その他			92		243		88	
固定負債合計			19,411	9.4	14,210	6.9	15,265	7.2
負債合計			121,468	58.6	121,772	59.4	126,681	59.4
(純資産の部)								
I 株主資本								
1 資本金			31,186	15.0	31,186	15.2	31,186	14.6
2 資本剰余金			28,861	13.9	28,861	14.1	28,861	13.5
3 利益剰余金			18,647	9.0	20,600	10.0	21,778	10.2
4 自己株式			△1,391	△0.6	△1,395	△0.7	△1,392	△0.6
株主資本合計			77,303	37.3	79,252	38.6	80,432	37.7
II 評価・換算差額等								
1 その他有価証券評価 差額金			6,930	3.3	2,290	1.1	4,524	2.1
2 繰延ヘッジ損益			△18	△0.0	△3	△0.0	△10	△0.0
評価・換算差額等合計			6,911	3.3	2,287	1.1	4,513	2.1
III 少数株主持分								
純資産合計			1,694	0.8	1,824	0.9	1,700	0.8
負債純資産合計			85,910	41.4	83,364	40.6	86,647	40.6
			207,378	100.0	205,136	100.0	213,329	100.0

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)			前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)	
I 売上高			56,034	100.0		70,622	100.0		151,371	100.0	
II 売上原価			47,382	84.6		59,684	84.5		126,281	83.4	
売上総利益			8,652	15.4		10,938	15.5		25,090	16.6	
III 販売費及び一般管理費	※1										
1 販売費		8,057			8,732			16,378			
2 一般管理費		3,953	12,010	21.4	3,827	12,560	17.8	7,641	24,019	15.9	
営業利益			—	—		—	—		1,070	0.7	
営業損失			3,358	6.0		1,622	2.3		—	—	
IV 営業外収益											
1 受取利息			33			42			63		
2 受取配当金			165			198			467		
3 不動産賃貸料収入			83			31			141		
4 雑収入			221	503	0.9	242	514	0.7	341	1,013	0.7
V 営業外費用											
1 支払利息			275			357			620		
2 財産廃却損			46			51			112		
3 製造に係る異常操業 度損失			176			129			251		
4 雑損失			530	1,029	1.8	483	1,022	1.4	1,065	2,050	1.4
経常利益			—	—		—	—		33	0.0	
経常損失			3,885	6.9		2,129	3.0		—	—	
VI 特別利益											
1 前期損益修正益			219			—			—		
2 土地売却益			—			340			2,877		
3 投資有価証券売却益			1,373			602			5,325		
4 その他			13	1,606	2.8	230	1,173	1.6	559	8,762	5.8
VII 特別損失											
1 貸倒引当金繰入額			719			—			—		
2 のれん一括償却額			452			—			—		
3 違約金			193			541			194		
4 減損損失	※3		—			—			760		
5 固定資産処分損			—			—			1,105		
6 課徴金等			—			—			577		
7 関係会社整理損			—			—			749		
8 事業合理化に係る棚 卸資産処分損			—			—			570		
9 その他	※3		223	1,589	2.8	244	785	1.1	993	4,951	3.3
税金等調整前当期純利益			—	—		—	—		3,844	2.5	
税金等調整前中間純損失			3,868	6.9		1,742	2.5		—	—	
法人税、住民税及び事業税	※2		△934			△788			724		
法人税等調整額			△94	△1,029	△1.9	△52	△840	△1.2	2,587	3,311	2.1
少数株主利益 (又は少数株主損失)			△10	△0.0		20	0.0		△24	△0.0	
当期純利益			—	—		—	—		557	0.4	
中間純損失			2,828	5.0		922	1.3		—	—	

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	31,186	28,861	22,690	△1,389	81,347
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）			△255		△255
中間純利益(△損失)			△2,828		△2,828
自己株式の取得				△1	△1
連結子会社増加に伴う増加高			84		84
連結子会社増加に伴う減少高			△1,042		△1,042
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	△4,042	△1	△4,043
平成18年9月30日 残高 (百万円)	31,186	28,861	18,647	△1,391	77,303

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	9,965	—	9,965	1,587	92,900
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）					△255
中間純利益(△損失)					△2,828
自己株式の取得					△1
連結子会社増加に伴う増加高					84
連結子会社増加に伴う減少高					△1,042
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	△3,035	△18	△3,053	106	△2,946
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△3,035	△18	△3,053	106	△6,990
平成18年9月30日 残高 (百万円)	6,930	△18	6,911	1,694	85,910

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日 残高 (百万円)	31,186	28,861	21,778	△1,392	80,432
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△255		△255
中間純利益(△損失)			△922		△922
自己株式の取得				△2	△2
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	△1,177	△2	△1,180
平成19年9月30日 残高 (百万円)	31,186	28,861	20,600	△1,395	79,252

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
平成19年3月31日 残高 (百万円)	4,524	△10	4,513	1,700	86,647
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当					△255
中間純利益(△損失)					△922
自己株式の取得					△2
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	△2,234	7	△2,226	123	△2,102
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△2,234	7	△2,226	123	△3,283
平成19年9月30日 残高 (百万円)	2,290	△3	2,287	1,824	83,364

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	31,186	28,861	22,690	△1,389	81,347
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当（注）			△510		△510
当期純利益（△損失）			557		557
自己株式の取得				△3	△3
連結子会社増加に伴う増加高			84		84
連結子会社増加に伴う減少高			△1,042		△1,042
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	△911	△3	△914
平成19年3月31日 残高 (百万円)	31,186	28,861	21,778	△1,392	80,432

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	9,965	—	9,965	1,587	92,900
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当（注）					△510
当期純利益（△損失）					557
自己株式の取得					△3
連結子会社増加に伴う増加高					84
連結子会社増加に伴う減少高					△1,042
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	△5,440	△10	△5,451	113	△5,338
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△5,440	△10	△5,451	113	△6,252
平成19年3月31日 残高 (百万円)	4,524	△10	4,513	1,700	86,647

（注）このうち、△255百万円は平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の要 約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
1 税金等調整前中間純損失		3,868	1,742	—
2 税金等調整前当期純利益		—	—	3,844
3 減価償却費		1,186	1,356	2,487
4 減損損失		—	—	760
5 売上債権の増加(△)・減少額		26,773	13,277	5,101
6 仕入債務の増加・減少(△)額		△13,395	△7,437	△4,194
7 たな卸資産の増加(△)・減少額		△8,549	△4,909	△1,048
8 受取利息及び配当金		△198	△240	△530
9 支払利息		275	357	620
10 有価証券売却損益		△1,373	△602	△5,315
11 有価証券等評価損益		60	21	127
12 有形固定資産売却損益		△6	△345	△2,711
13 有形固定資産除却損		—	—	656
14 関係会社整理損		—	—	764
15 のれん一括償却額		452	—	452
16 貸倒引当金の増加・減少(△)額		724	△16	△14
17 退職給付引当金の増加・減少(△)額		△551	△539	△854
18 その他資産の増加(△)・減少額		174	107	509
19 その他負債の増加・減少(△)額		△2,015	△354	△537
小計		△311	△1,066	116
20 利息及び配当金の受取額		338	424	475
21 利息の支払額		△288	△376	△630
22 法人税等の支払額		△313	△705	△487
営業活動によるキャッシュ・フロー		△574	△1,724	△525
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
1 定期預金の増加(△)・減少額		400	76	615
2 有価証券の取得による支出		△5,682	△663	△14,681
3 有価証券の売却による収入		3,178	2,665	11,553
4 有形・無形固定資産の取得による支出		△1,105	△1,211	△2,991
5 有形・無形固定資産の売却による収入		67	400	6,654
6 関係会社株式の取得による支出		—	△40	△1,884
7 貸付による支出		△44	△92	△252
8 貸付金の回収による収入		241	140	312
9 出資による支出		△3	△2	△8
10 その他固定資産の増加額		△555	△615	△638
11 その他固定資産の減少額		492	93	634
投資活動によるキャッシュ・フロー		△3,010	752	△687
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
1 短期借入金の純増減額		△4,445	1,141	△3,274
2 長期借入れによる収入		7,580	—	7,580
3 長期借入金の返済による支出		△2,149	△2,667	△4,276
4 配当金の支払額		△254	△255	△509
5 少数株主への配当金の支払額		—	△1	—
6 自己株式取得による支出		△1	△2	△3
7 普通社債の償還による支出		△400	△300	△800
財務活動によるキャッシュ・フロー		329	△2,086	△1,284
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		0	12	0
V 現金及び現金同等物の増減額		△3,256	△3,046	△2,496
VI 現金及び現金同等物の期首残高		22,058	20,136	22,058
VII 新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額		573	817	573
VIII 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	※1	19,376	17,907	20,136

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 16社 栗本商事(株) 栗本化成工業(株) (株)クリモトテクノス クリモト・トレーディング(株) ピー・エス・ティ(株) 栗本物流(株) クリモトメック(株) クリモトファイナンス(株) 栗本建設工業(株) (株)佐世保メタル ヤマトガワ(株) 栗本コンクリート工業(株) 栗本エンバイロ(株) 三興機鋼(株) 栗本細野(株) 佐藤機材(株)</p> <p>なお、栗本コンクリート工業(株)・栗本エンバイロ(株)・三興機鋼(株)・栗本細野(株)・佐藤機材(株)の5社については、重要性が増加したことから当中間連結会計期間から連結子会社に含めることとした。</p> <p>また、当中間連結会計期間において連結子会社であった栗鉄工事(株)、クリモト・メンテナンス(株)、栗本パルプエンジニアリング(株)の3社は合併により(株)クリモトテクノス(栗鉄工事(株)の商号を変更)として、連結の範囲に含めている。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社 八洲化工機(株) (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためである。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 18社 栗本商事(株) 栗本化成工業(株) (株)クリモトテクノス クリモト・トレーディング(株) ピー・エス・ティ(株) 栗本物流(株) クリモトメック(株) クリモトファイナンス(株) 栗本建設工業(株) (株)佐世保メタル ヤマトガワ(株) 栗本コンクリート工業(株) 栗本エンバイロ(株) 三興機鋼(株) 栗本細野(株) (株)本山製作所 (株)モトヤマ (株)ケイエステック</p> <p>当中間連結会計期間中において非連結子会社の(株)本山製作所・(株)モトヤマの2社については、重要性が増したため連結子会社とした。</p> <p>また、当中間連結会計期間において(株)ケイエステックの株式を取得したことにより連結子会社とした。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社 八洲化工機(株) (連結の範囲から除いた理由) 同左</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 15社 栗本商事(株) 栗本化成工業(株) (株)クリモトテクノス クリモト・トレーディング(株) ピー・エス・ティ(株) 栗本物流(株) クリモトメック(株) クリモトファイナンス(株) 栗本建設工業(株) (株)佐世保メタル ヤマトガワ(株) 栗本コンクリート工業(株) 栗本エンバイロ(株) 三興機鋼(株) 栗本細野(株)</p> <p>当連結会計年度において連結子会社の栗鉄工事(株)、クリモト・メンテナンス(株)、栗本パルプエンジニアリング(株)の3社は合併により(株)クリモトテクノス(栗鉄工事(株)の商号を変更)とした。</p> <p>当連結会計年度において非連結子会社の栗本コンクリート工業(株)、栗本エンバイロ(株)、三興機鋼(株)、栗本細野(株)、佐藤機材(株)は、重要性が増したため連結子会社とした。</p> <p>当連結会計年度において連結子会社のヤマトガワ(株)は、連結子会社の佐藤機材(株)を吸収合併した。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社 八洲化工機(株) (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためである。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>2 持分法の適用に関する事項 持分法適用の非連結子会社及び 関連会社の数</p> <p style="text-align: right;">—社</p> <p>持分法を適用していない非連結 子会社（八洲化工機(株)他）及び関 連会社（北海道管材(株)他）は、そ れぞれ中間連結純損益及び中間連 結利益剰余金等に及ぼす影響が軽 微であり、かつ全体としても重要 性がないため、持分法の適用範囲 から除外している。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項 持分法適用の非連結子会社及び 関連会社の数</p> <p style="text-align: right;">—社</p> <p>同左</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項 持分法適用の非連結子会社及び 関連会社の数</p> <p style="text-align: right;">—社</p> <p>持分法を適用していない非連結 子会社（八洲化工機(株)他）及び関 連会社（北海道管材(株)他）は、そ れぞれ連結純損益及び連結利益剰 余金等に及ぼす影響が軽微であ り、かつ全体としても重要性がな いため、持分法の適用範囲から除 外している。</p>
<p>3 連結子会社の中間決算日等に 関する事項 連結子会社の中間決算日はいず れも中間連結決算日と同一であ る。</p>	<p>3 連結子会社の中間決算日等に 関する事項 同左</p>	<p>3 連結子会社の事業年度等に 関する事項 連結子会社の決算日はいずれも 連結決算日と同一である。</p>
<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価 方法</p> <p>①有価証券 売買目的有価証券 …時価法（売却原価は移動平均 法により算定している） その他有価証券 時価のあるもの …中間決算日の市場価格等に基 づく時価法（評価差額は全部純 資産直入法により処理し、売却 原価は移動平均法により算定し ている） 時価のないもの …移動平均法による原価法</p> <p>②デリバティブ …時価法</p> <p>③たな卸資産 …平均法又は個別法に基づく原 価法によっている。</p>	<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価 方法</p> <p>①有価証券 売買目的有価証券 …同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの …同左</p> <p>時価のないもの …同左</p> <p>②デリバティブ …同左</p> <p>③たな卸資産 …同左</p>	<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価 方法</p> <p>①有価証券 売買目的有価証券 …同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの …決算期末日の市場価格等に基 づく時価法（評価差額は全部純 資産直入法により処理し、売却 原価は移動平均法により算定し ている） 時価のないもの …同左</p> <p>②デリバティブ …同左</p> <p>③たな卸資産 …同左</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 主として定額法を採用している。 なお、一部の連結子会社については、定率法を採用している。 取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等に償却する方法を採用している。 なお、主な耐用年数は次のとおりである。 建物及び構築物 2～60年 機械装置及び運搬具 2～17年</p> <p>②無形固定資産 定額法を採用している。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 主として定額法を採用している。 なお、一部の連結子会社については、定率法を採用している。 取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等に償却する方法を採用している。 なお、主な耐用年数は次のとおりである。 建物及び構築物 2～60年 機械装置及び運搬具 2～17年</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。 これにより営業損失、経常損失及び税金等調整前中間純損失は、それぞれ4百万円増加している。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> <p>(追加情報)</p> <p>一部の連結子会社は、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。 この結果、従来の方法に比べ、営業損失、経常損失及び税金等調整前中間純損失がそれぞれ28百万円増加している。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> <p>②無形固定資産 同左</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 主として定額法を採用している。 なお、一部の連結子会社については、定率法を採用している。 取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等に償却する方法を採用している。 なお、主な耐用年数は次のとおりである。 建物及び構築物 2～60年 機械装置及び運搬具 2～17年</p> <p>②無形固定資産 同左</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>②賞与引当金 従業員に対する賞与支給に備えるため、賞与支給見込額を計上している。</p> <p>③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上している。 また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>①ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっている。 なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たす場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たす場合には特例処理によっている。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>a. ヘッジ手段 為替予約 ヘッジ対象 外貨建債権債務及び外貨建予定取引</p> <p>b. ヘッジ手段 金利スワップ ヘッジ対象 借入金</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 同左</p> <p>③退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>①ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 同左</p> <p>③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。 また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>①ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>③ヘッジ方針 通常業務を遂行する上で発生する為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用している。</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断している。</p> <p>(6) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。</p>	<p>③ヘッジ方針 同左</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(6) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(7) 工事進行基準の適用対象の変更 従来、当社及び一部の連結子会社において採用している工事進行基準の適用対象基準は「工期1年以上かつ請負金額5億円以上」としていたが、当中間連結会計期間より「工期1年以上かつ請負金額1億円以上」に変更した（一部の連結子会社は、工期6ヶ月以上）。</p> <p>この変更は、最近の受注環境等の変化により受注工事の小型化傾向が強まってきたため、工事進行基準の適用範囲を広げ、工事収益についてより適正に期間損益計算を行うためのものである。この結果従来の方法に比べ、売上高は3,514百万円増加し、売上原価は3,273百万円増加し、売上総利益は240百万円増加している。また、営業損失、経常損失及び税金等調整前中間損失はそれぞれ232百万円減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>	<p>③ヘッジ方針 同左</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(6) 消費税等の会計処理 同左</p>
<p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。</p>	<p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>	<p>5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は84,234百万円である。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成している。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は84,957百万円である。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成している。</p> <p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当連結会計年度から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号)を適用している。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>1. 前中間連結会計期間において、「連結調整勘定」として掲記されていたものは、「のれん」又は「負ののれん」と表示している。</p> <p>(中間連結損益計算書)</p> <p>1. 従来区分掲記していた営業外収益の「有価証券売却益」は営業外収益の10/100以下であるので、当中間連結会計期間より「その他」に含めて一括表示することに変更した。 なお、当中間連結会計期間の「その他」に含まれる「有価証券売却益」は0百万円である。</p> <p>2. 従来区分掲記していた特別損失の「減損損失」は特別損失の10/100以下となったので当中間連結会計期間より「その他」に含めて一括表示することに変更した。 なお、当中間連結会計期間の「その他」に含まれる「減損損失」は1百万円である。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>1. 営業活動によるキャッシュ・フローの「減損損失」は、当中間連結会計期間において、金額的重要性が乏しくなったため「その他資産の増加(△)・減少額」に含めて表示している。 なお、当中間連結会計期間の「その他資産の増加(△)・減少額」に含まれている「減損損失」は、1百万円である。</p> <p>2. 営業活動によるキャッシュ・フローの「有形固定資産除却損」は、当中間連結会計期間において、金額的重要性が乏しくなったため「その他資産の増加(△)・減少額」に含めて表示している。 なお、当中間連結会計期間の「その他資産の増加(△)・減少額」に含まれている「有形固定資産除却損」は、45百万円である。</p>	<p>(中間連結貸借対照表)</p> <hr/> <p>(中間連結損益計算書)</p> <p>1. 従来区分掲記していた特別利益の「前期損益修正益」は特別利益の10/100以下となったので、当中間連結会計期間より「その他」に含めて一括表示することに変更した。 なお、当中間連結会計期間の「その他」に含まれる「前期損益修正益」は32百万円である。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <hr/>

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(役員賞与引当金)</p> <p>当中間連結会計期間から、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用し、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上している。</p> <p>この結果、営業損失、経常損失及び税金等調整前中間純損失は、それぞれ12百万円増加している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>		<p>(役員賞与引当金)</p> <p>当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用し、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額の当連結会計年度負担額を計上している。</p> <p>この結果、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ10百万円減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>1 保証債務</p> <p>(1) 従業員の金融機関借入金に対する保証債務 934百万円</p> <p>(2) 下記の会社が顧客に対する前受金について信用保証会社から保証を受けており、この前受金保証について連結子会社が信用保証会社に対して保証を行っている。</p> <p>株式会社MARIMO 610百万円 株式会社ホームズ 424百万円 信和住宅販売株式会社 419百万円 昭和住宅株式会社 365百万円 株式会社大和興産他8社 770百万円</p> <p>計 2,588百万円</p>	<p>1 保証債務</p> <p>(1) 従業員の金融機関借入金に対する保証債務 823百万円</p> <p>(2) 下記の会社が顧客に対する前受金について信用保証会社から保証を受けており、この前受金保証について連結子会社が信用保証会社に対して保証を行っている。</p> <p>株式会社MARIMO 810百万円 株式会社ラルブ 175百万円 株式会社スミカ 150百万円 愛松建設株式会社 50百万円 株式会社アーバン・ヴィレッジ 39百万円</p> <p>計 1,224百万円</p>	<p>1 保証債務</p> <p>(1) 従業員の金融機関借入金に対する保証債務 875百万円</p> <p>(2) 下記の会社が顧客に対する前受金について信用保証会社から保証を受けており、この前受金保証について連結子会社が信用保証会社に対して保証を行っている。</p> <p>株式会社MARIMO 810百万円 株式会社ラルブ 335百万円 康和地所株式会社 249百万円 信和住宅販売株式会社 189百万円 株式会社スミカ他4社 520百万円</p> <p>計 2,103百万円</p>
<p>※2 担保資産</p> <p>(1) 担保に供している資産</p> <p>預金 1,800百万円 受取手形 793百万円 たな卸資産 683百万円 有形固定資産 3,896百万円</p> <p>計 7,172百万円 (内工場財団分 1,940百万円)</p> <p>(2) 上記に対する債務額</p> <p>短期借入金 4,552百万円 長期借入金 1,336百万円 買掛金 36百万円 1年以内償還 700百万円 予定社債 750百万円</p> <p>計 7,375百万円 (内工場財団分 1,400百万円)</p>	<p>※2 担保資産</p> <p>(1) 担保に供している資産</p> <p>預金 901百万円 受取手形 503百万円 有形固定資産 3,364百万円</p> <p>計 4,768百万円 (内工場財団分 1,919百万円)</p> <p>(2) 上記に対する債務額</p> <p>短期借入金 3,512百万円 長期借入金 1,100百万円 1年以内償還 750百万円 予定社債 750百万円</p> <p>計 5,362百万円 (内工場財団分 1,160百万円)</p>	<p>※2 担保資産</p> <p>(1) 担保に供している資産</p> <p>預金 1,270百万円 受取手形 752百万円 たな卸資産 364百万円 有形固定資産 3,502百万円</p> <p>計 5,888百万円 (内工場財団分 1,916百万円)</p> <p>(2) 上記に対する債務額</p> <p>短期借入金 4,726百万円 長期借入金 1,122百万円 買掛金 11百万円 1年以内償還 1,050百万円 予定社債 750百万円</p> <p>計 6,910百万円 (内工場財団分 1,280百万円)</p>
<p>3 債権流動化のための受取手形譲渡高 6,166百万円</p>	<p>3 債権流動化のための受取手形譲渡高 6,455百万円</p>	<p>3 債権流動化のための受取手形譲渡高 10,355百万円</p>
<p>4 手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形割引高 1,393百万円</p>	<p>4 手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形割引高 2,968百万円 裏書譲渡高 111百万円</p>	<p>4 手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形割引高 3,626百万円</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>5 当座貸越契約及び貸出コミットメント</p> <p>当社及び連結子会社（2社）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行14行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結している。</p> <p>当中間連結会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりである。</p> <p>当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 62,220百万円 借入実行残高 32,930百万円 差引額 29,290百万円</p>	<p>5 当座貸越契約及び貸出コミットメント</p> <p>当社及び連結子会社（4社）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行15行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結している。</p> <p>当中間連結会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりである。</p> <p>当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 61,821百万円 借入実行残高 32,741百万円 差引額 29,080百万円</p>	<p>5 当座貸越契約及び貸出コミットメント</p> <p>当社及び連結子会社（2社）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行14行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結している。</p> <p>当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりである。</p> <p>当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 62,290百万円 借入実行残高 32,030百万円 差引額 30,260百万円</p>
<p>※6 中間連結会計期間末日満期手形</p> <p>中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしている。なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が中間連結会計期間末残高に含まれている。</p> <p>受取手形 1,135百万円 支払手形 1,987百万円 設備支払手形 9百万円</p>	<p>※6 中間連結会計期間末日満期手形</p> <p>中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしている。なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が中間連結会計期間末残高に含まれている。</p> <p>受取手形 1,159百万円 支払手形 2,120百万円</p>	<p>※6 連結会計年度末日満期手形</p> <p>当連結会計年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしている。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の満期手形が、連結会計年度末日残高に含まれている。</p> <p>受取手形 863百万円 支払手形 3,251百万円 設備支払手形 6百万円</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																												
<p>※1 このうち主要なもの</p> <p>運送・荷造費 2,099百万円 給与手当 3,235百万円 賞与引当金繰入額 570百万円 退職給付引当金繰入額 154百万円 貸倒引当金繰入額 143百万円</p> <p>※2 中間連結会計期間における税金費用について、当社と一部の子会社では、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示している。</p> <p>※3 減損損失 当中間連結会計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上した。</p>	<p>※1 このうち主要なもの</p> <p>運送・荷造費 2,298百万円 給与手当 3,406百万円 賞与引当金繰入額 580百万円 退職給付引当金繰入額 263百万円 貸倒引当金繰入額 96百万円</p> <p>※2 同左</p> <p>※3 減損損失 当中間連結会計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上した。</p>	<p>※1 このうち主要なもの</p> <p>運送・荷造費 4,898百万円 給与手当 6,502百万円 賞与引当金繰入額 707百万円 退職給付引当金繰入額 355百万円 貸倒引当金繰入額 256百万円</p> <p>※2 ———</p> <p>※3 減損損失 当連結会計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上した。</p>																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県 安曇野市 他1件</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	長野県 安曇野市 他1件	遊休資産	土地	1	合計			1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県 安曇野市</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	長野県 安曇野市	遊休資産	土地	0	合計			0	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県 古河市</td> <td>アルミリ サイクル 事業</td> <td>建物他生 産設備一 式</td> <td>653</td> </tr> <tr> <td>兵庫県 宝塚市 他2件</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>兵庫県 宝塚市</td> <td>遊休資産</td> <td>建物、 構築物他</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>760</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	茨城県 古河市	アルミリ サイクル 事業	建物他生 産設備一 式	653	兵庫県 宝塚市 他2件	遊休資産	土地	61	兵庫県 宝塚市	遊休資産	建物、 構築物他	45	合計			760
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																											
長野県 安曇野市 他1件	遊休資産	土地	1																																											
合計			1																																											
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																											
長野県 安曇野市	遊休資産	土地	0																																											
合計			0																																											
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																											
茨城県 古河市	アルミリ サイクル 事業	建物他生 産設備一 式	653																																											
兵庫県 宝塚市 他2件	遊休資産	土地	61																																											
兵庫県 宝塚市	遊休資産	建物、 構築物他	45																																											
合計			760																																											
<p>当社グループは、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し資産のグルーピングを行っている。</p> <p>ただし、遊休資産については個々の物件単位でグルーピングを行っている。</p> <p>地価の継続的な下落により資産価値が帳簿価額を下回る土地について、当該資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し1百万円を減損損失として特別損失に計上した。</p> <p>なお、当該資産の回収可能額は、重要な資産については不動産鑑定評価に基づき算定し、その他の資産については、主に固定資産税評価額を基礎に算定している。</p>	<p>当社グループは、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し資産のグルーピングを行っている。</p> <p>ただし、遊休資産については個々の物件単位でグルーピングを行っている。</p> <p>地価の継続的な下落により資産価値が帳簿価額を下回る土地について、当該資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し0百万円を減損損失として特別損失に計上した。</p> <p>なお、当該資産の回収可能額は、重要な資産については不動産鑑定評価に基づき算定し、その他の資産については、主に固定資産税評価額を基礎に算定している。</p>	<p>当社グループは、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し資産のグルーピングを行っている。</p> <p>ただし、遊休資産については個々の物件単位でグルーピングを行っている。</p> <p>アルミリサイクル事業において収益が悪化したことから、当該生産設備の帳簿価額を回収可能額まで減額し減損損失とし特別損失に計上した。また、遊休資産においても地価の継続的な下落により資産価値が帳簿価額を下回る土地について、当該資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し減損損失として特別損失に計上した。</p> <p>なお、当該資産の回収可能額は、正味売却価額により測定しており、重要な資産については不動産鑑定評価に基づき算定し、その他の資産については、主に固定資産税評価額を基礎に算定している。</p>																																												

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(株)	当中間連結会計期間増加株式数(株)	当中間連結会計期間減少株式数(株)	当中間連結会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	133,984,908	—	—	133,984,908
自己株式				
普通株式	6,352,849	4,358	—	6,357,207

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加である。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項なし。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	255	2.00	平成18年3月31日	平成18年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月17日 取締役会	普通株式	255	利益剰余金	2.00	平成18年9月30日	平成18年12月7日

当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（株）	当中間連結会計期間増加株式数（株）	当中間連結会計期間減少株式数（株）	当中間連結会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	133,984,908	—	—	133,984,908
自己株式				
普通株式	6,363,404	7,885	—	6,371,289

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加である。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項なし。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	255	2.00	平成19年3月31日	平成19年6月28日

（2）基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年11月16日 取締役会	普通株式	255	利益剰余金	2.00	平成19年9月30日	平成19年12月10日

前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	133,984,908	—	—	133,984,908
自己株式				
普通株式	6,352,849	10,555	—	6,363,404

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加である。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項なし。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	255	2.00	平成18年3月31日	平成18年6月30日
平成18年11月17日 取締役会	普通株式	255	2.00	平成18年9月30日	平成18年12月7日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	255	利益剰余金	2.00	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 21,601百万円 預入期間が3か月を超える定期預金等 Δ 2,325百万円 有価証券勘定 100百万円 現金及び現金同等物 19,376百万円	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 19,703百万円 預入期間が3か月を超える定期預金等 Δ 2,046百万円 有価証券勘定 250百万円 現金及び現金同等物 17,907百万円	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 22,146百万円 預入期間が3か月を超える定期預金等 Δ 2,110百万円 有価証券勘定 100百万円 現金及び現金同等物 20,136百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																						
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="111 533 504 741"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具・器具及び備品</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>403百万円</td> <td>453百万円</td> <td>856百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>238百万円</td> <td>244百万円</td> <td>482百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="111 786 504 860"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具・器具及び備品</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>164百万円</td> <td>209百万円</td> <td>373百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="111 949 504 1055"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>173百万円</td> <td>200百万円</td> <td>373百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額及び未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、中間連結財務諸表規則第15条において準用する財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっている。</p> <p>3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="1" data-bbox="111 1458 504 1532"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払リース料</th> <th>減価償却費相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>94百万円</td> <td>94百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>		工具・器具及び備品	その他	合計	取得価額相当額	403百万円	453百万円	856百万円	減価償却累計額	238百万円	244百万円	482百万円		工具・器具及び備品	その他	合計	取得価額相当額	164百万円	209百万円	373百万円		1年以内	1年超	合計		173百万円	200百万円	373百万円		支払リース料	減価償却費相当額		94百万円	94百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="545 533 938 741"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具・器具及び備品</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>362百万円</td> <td>422百万円</td> <td>784百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>210百万円</td> <td>253百万円</td> <td>463百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="545 786 938 860"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具・器具及び備品</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>152百万円</td> <td>168百万円</td> <td>321百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="545 949 938 1055"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>148百万円</td> <td>172百万円</td> <td>321百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 同左</p> <p>3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="1" data-bbox="545 1458 938 1532"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払リース料</th> <th>減価償却費相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>91百万円</td> <td>91百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 減価償却費相当額の算定方法 同左 (減損損失について) 同左</p>		工具・器具及び備品	その他	合計	取得価額相当額	362百万円	422百万円	784百万円	減価償却累計額	210百万円	253百万円	463百万円		工具・器具及び備品	その他	合計	取得価額相当額	152百万円	168百万円	321百万円		1年以内	1年超	合計		148百万円	172百万円	321百万円		支払リース料	減価償却費相当額		91百万円	91百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="979 533 1372 741"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具・器具及び備品</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>383百万円</td> <td>426百万円</td> <td>810百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>263百万円</td> <td>253百万円</td> <td>516百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="979 786 1372 860"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具・器具及び備品</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>119百万円</td> <td>173百万円</td> <td>293百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="979 949 1372 1055"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>152百万円</td> <td>140百万円</td> <td>293百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、連結財務諸表規則第15条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっている。</p> <p>3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="1" data-bbox="979 1458 1372 1532"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払リース料</th> <th>減価償却費相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>187百万円</td> <td>187百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 減価償却費相当額の算定方法 同左 (減損損失について) 同左</p>		工具・器具及び備品	その他	合計	取得価額相当額	383百万円	426百万円	810百万円	減価償却累計額	263百万円	253百万円	516百万円		工具・器具及び備品	その他	合計	取得価額相当額	119百万円	173百万円	293百万円		1年以内	1年超	合計		152百万円	140百万円	293百万円		支払リース料	減価償却費相当額		187百万円	187百万円
	工具・器具及び備品	その他	合計																																																																																																					
取得価額相当額	403百万円	453百万円	856百万円																																																																																																					
減価償却累計額	238百万円	244百万円	482百万円																																																																																																					
	工具・器具及び備品	その他	合計																																																																																																					
取得価額相当額	164百万円	209百万円	373百万円																																																																																																					
	1年以内	1年超	合計																																																																																																					
	173百万円	200百万円	373百万円																																																																																																					
	支払リース料	減価償却費相当額																																																																																																						
	94百万円	94百万円																																																																																																						
	工具・器具及び備品	その他	合計																																																																																																					
取得価額相当額	362百万円	422百万円	784百万円																																																																																																					
減価償却累計額	210百万円	253百万円	463百万円																																																																																																					
	工具・器具及び備品	その他	合計																																																																																																					
取得価額相当額	152百万円	168百万円	321百万円																																																																																																					
	1年以内	1年超	合計																																																																																																					
	148百万円	172百万円	321百万円																																																																																																					
	支払リース料	減価償却費相当額																																																																																																						
	91百万円	91百万円																																																																																																						
	工具・器具及び備品	その他	合計																																																																																																					
取得価額相当額	383百万円	426百万円	810百万円																																																																																																					
減価償却累計額	263百万円	253百万円	516百万円																																																																																																					
	工具・器具及び備品	その他	合計																																																																																																					
取得価額相当額	119百万円	173百万円	293百万円																																																																																																					
	1年以内	1年超	合計																																																																																																					
	152百万円	140百万円	293百万円																																																																																																					
	支払リース料	減価償却費相当額																																																																																																						
	187百万円	187百万円																																																																																																						

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	17,151	28,979	11,827
債券			
国債、社債	99	102	2
その他	1,751	1,869	118
合計	19,002	30,950	11,947

(注) 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて、0百万円 (株式0百万円) の減損処理を行っている。

なお、当該有価証券の減損処理については、時価下落の内的・外的要因を総合的に勘案して判断している。

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
優先出資証券	2,000
優先株式	1,000

(注) 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のないものについて、35百万円 (株式35百万円) の減損処理を行っている。

なお、当該有価証券の減損処理については、時価下落の内的・外的要因を総合的に勘案して判断している。

当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	21,599	25,554	3,955
債券			
国債、社債	103	104	0
その他	1,661	1,790	129
合計	23,363	27,449	4,085

(注) 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて、3百万円 (株式3百万円) の減損処理を行っている。

なお、当該有価証券の減損処理については、時価下落の内的・外的要因を総合的に勘案して判断している。

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
優先出資証券	1,000
優先株式	1,000

前連結会計年度末（平成19年3月31日）

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	差額（百万円）
株式	21,720	29,420	7,699
債券			
国債、社債	103	104	1
その他	1,756	1,917	160
合計	23,580	31,441	7,861

(注) 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて、2百万円（株式2百万円）の減損処理を行っている。

なお、当該有価証券の減損処理については、時価下落の内的・外的要因を総合的に勘案して判断している。

2 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額

	連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
優先出資証券	2,000
優先株式	1,000

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	前中間連結会計期間末 （平成18年9月30日）			当中間連結会計期間末 （平成19年9月30日）			前連結会計年度末 （平成19年3月31日）		
		契約額等 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）	契約額等 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）	契約額等 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
金利	スワップ取引 受取変動・ 支払固定	1,825	△46	△46	730	△8	△8	1,460	△24	△24
	合計	1,825	△46	△46	730	△8	△8	1,460	△24	△24

(注) 1 時価の算定方法 為替予約取引及びスワップ取引は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定している。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、記載対象から除いている。

(ストック・オプション等関係)

該当事項なし。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（平成18年4月1日～平成18年9月30日）

	鉄鋼・鋳鋼 関連事業 (百万円)	鋼製構造 物・機械 関連事業 (百万円)	建築及び 建築関連 事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	18,760	15,917	17,432	3,923	56,034	—	56,034
(2) セグメント間の内部売上高・内部振替高	1,421	38	1,200	116	2,778	(2,778)	—
計	20,182	15,956	18,633	4,040	58,812	(2,778)	56,034
営業費用	20,764	17,694	18,965	4,413	61,838	(2,445)	59,393
営業利益又は営業損失(△)	△582	△1,738	△331	△373	△3,025	△333	△3,358

当中間連結会計期間（平成19年4月1日～平成19年9月30日）

	鉄鋼・鋳鋼 関連事業 (百万円)	鋼製構造 物・機械 関連事業 (百万円)	建築及び 建築関連 事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	23,431	15,815	27,008	4,367	70,622	—	70,622
(2) セグメント間の内部売上高・内部振替高	1,230	17	394	52	1,695	(1,695)	—
計	24,662	15,832	27,402	4,420	72,318	(1,695)	70,622
営業費用	24,739	17,239	27,018	4,434	73,432	(1,187)	72,244
営業利益又は営業損失(△)	△77	△1,406	384	△14	△1,114	△508	△1,622

前連結会計年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

	鉄鋼・鋳鋼 関連事業 (百万円)	鋼製構造 物・機械 関連事業 (百万円)	建築及び 建築関連 事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	51,372	40,254	49,021	10,722	151,371	—	151,371
(2) セグメント間の内部売上高・内部振替高	2,788	150	2,140	232	5,313	(5,313)	—
計	54,161	40,405	51,162	10,955	156,684	(5,313)	151,371
営業費用	52,316	40,969	50,814	10,578	154,678	(4,377)	150,300
営業利益又は営業損失(△)	1,844	△564	348	377	2,006	△935	1,070

(注) 1 事業区分は、製造方法・製造過程の類似性により区分している。

2 各事業の主な製品

(1) 鉄鋼・鋳鋼関連事業

ダクタイル鉄管及び付属品、各種調整弁、特殊鋳鉄及び鋳鋼、各種水道工事、土木工事の調査・設計・施工

(2) 鋼製構造物・機械関連事業

橋梁、水門、水管橋、各種産業機械及びプラント、粗大ごみ処理施設、各種プレス

(3) 建築及び建築関連事業

建築、各種ダクト

(4) その他事業

ポリコンFRP管、各種合成樹脂成型品、ヒューム管、各種コンクリート製品

3 会計方針の変更

当中間連結会計期間（平成19年4月1日～平成19年9月30日）

（重要な減価償却資産の減価償却の方法）

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。これにより、当中間連結会計期間の営業費用の増加額及び、営業利益の減少額はそれぞれ鉄鋼・鋳鋼関連事業が1百万円、鋼製構造物・機械関連事業が0百万円、建築及び建築関連事業が0百万円、その他事業が1百万円、消去又は全社が0百万円である。

（工事進行基準の適用対象の変更）

従来、当社及び一部の連結子会社の採用している工事進行基準の適用対象基準は「工期1年以上かつ請負金額5億円以上」としていたが、当中間連結会計期間より「工期1年以上かつ請負金額1億円以上」に変更した（一部の連結子会社は工期6ヶ月）。この変更は、最近の受注環境等の変化により受注工事の小型化傾向が強まってきたため、工事進行基準の適用範囲を広げ、工事収益についてより適正に期間損益計算を行うためのものである。この結果、従来の方法に比べ、当中間連結会計期間の売上高が、鋼製構造物・機械関連事業で1,191百万円、建築及び建築関連事業で2,322百万円増加し、営業費用が、鋼製構造物・機械関連事業で1,077百万円、建築及び建築関連事業で2,203百万円増加し、営業利益が、鋼製構造物・機械関連事業で113百万円、建築及び建築関連事業で118百万円増加している。

4 追加情報

前中間連結会計期間（平成18年4月1日～平成18年9月30日）

（役員賞与引当金）

当中間連結会計期間から、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用している。これにより、当中間連結会計期間の営業費用、営業損失は、鉄鋼・鋳鋼関連事業が7百万円、鋼製構造物・機械関連事業が1百万円、その他事業が1百万円、消去又は全社が1百万円増加している。

当中間連結会計期間（平成19年4月1日～平成19年9月30日）

一部の連結子会社は、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。この結果、従来の方法に比べ、当中間連結会計期間の営業費用の増加額及び営業利益の減少額はそれぞれ鉄鋼・鋳鋼関連事業が0百万円、鋼製構造物・機械関連事業が1百万円、建築及び建築関連事業が0百万円、その他事業が26百万円である。

前連結会計年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

（役員賞与引当金）

当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用している。この結果、当連結会計年度の営業費用の増加額及び、営業利益の減少額はそれぞれ、鉄鋼・鋳鋼関連事業が4百万円、鋼製構造物・機械関連事業が1百万円、その他事業が4百万円、消去又は全社が1百万円である。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（平成18年4月1日～平成18年9月30日）

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略している。

当中間連結会計期間（平成19年4月1日～平成19年9月30日）

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略している。

前連結会計年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略している。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（平成18年4月1日～平成18年9月30日）

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略している。

当中間連結会計期間（平成19年4月1日～平成19年9月30日）

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略している。

前連結会計年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略している。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 659円86銭 1株当たり中間純損失 金額 22円16銭	1株当たり純資産額 638円95銭 1株当たり中間純損失 金額 7円23銭	1株当たり純資産額 665円61銭 1株当たり当期純利益 金額 4円37銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2. 1株当たり中間純損失及び当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
当期純利益(百万円)	—	—	557
中間純損失(百万円)	2,828	922	—
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	—	—	557
普通株式に係る中間純損失(百万円)	2,828	922	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	127,630	127,616	127,626

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	85,910	83,364	86,647
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	1,694	1,824	1,700
(うち少数株主持分)	(1,694)	(1,824)	(1,700)
普通株式に係る中間期末の純資産額 (百万円)	84,215	81,539	84,946
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(千株)	127,627	127,613	127,621

(重要な後発事象)

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>								
<p>当社は、平成18年11月28日に下記のとおり、固定資産（旧泉北工場）の売買契約を締結した。</p> <p>(1) 譲渡の理由 工場集約により遊休資産となった当該資産を、財務体質改善の一環として譲渡することとした。</p> <p>(2) 譲渡資産の内容 大阪府泉大津市臨海町 土地 35,942.88㎡・建物</p> <p>(3) 譲渡価額等 帳簿価額： 844百万円 譲渡価額：3,588百万円</p> <p>(4) 引渡予定日 平成19年3月中旬</p>	<p>1. (重要な会社分割)</p> <p>(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容 ①結合企業 栗本橋梁エンジニアリング㈱ 鋼製橋梁事業 ②被結合企業 ㈱栗本鐵工所 鉄鋼・鋳鋼関連事業、鋼製構造物・機械関連事業、建築及び建築関連事業ならびにその他事業</p> <p>(2) 企業結合の法的形式 当社を分割会社とし、栗本橋梁エンジニアリング㈱を承継会社とする分社型吸収分割である。</p> <p>(3) 結合後企業の名称 変更なし</p> <p>(4) 取引の目的を含む取引の概要 当社は、平成19年9月25日開催の取締役会における分割契約承認決議により、平成19年11月1日付けで、当社の鉄構事業部の橋梁関連事業を、子会社である栗本橋梁エンジニアリング㈱に、分割承継した。 会社分割による経費の大幅削減を端緒としてあらゆるコスト削減及び生産性向上を、スリムかつスピーディな経営体制において推進することが目的である。また、自立経営による社員の意識改革が総合的に企業の力を高めることに繋がるとも考えている。</p> <p>(5) 実施した会計処理の概要 「企業結合に係る会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っている。</p> <p>(6) 子会社株式の追加取得に関する事項 取得原価及びその内訳 栗本橋梁エンジニアリング㈱の株式 2,950百万円</p> <p>(7) 分割する鋼製橋梁事業の事業規模 売上高5,133百万円（平成19年3月期）</p> <p>(8) 栗本橋梁エンジニアリング㈱の概要</p> <table border="1" data-bbox="533 1641 967 1827"> <tr> <td>代表者の氏名</td> <td>代表取締役社長 徳山貴信</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>堺市堺区大浜西町2番地2</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>300百万円 (平成19年11月1日現在)</td> </tr> <tr> <td>従業員数</td> <td>133名</td> </tr> </table>	代表者の氏名	代表取締役社長 徳山貴信	住所	堺市堺区大浜西町2番地2	資本金	300百万円 (平成19年11月1日現在)	従業員数	133名	<p>—————</p>
代表者の氏名	代表取締役社長 徳山貴信									
住所	堺市堺区大浜西町2番地2									
資本金	300百万円 (平成19年11月1日現在)									
従業員数	133名									

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>2. 当社の一部製品に関する検査機器の数値及び板厚の改ざんについて</p> <p>当社建材事業部の一部製品に関して「高速道路用ホロースラブパイプ（円筒型枠）について、カタログ仕様を下回る板厚のパイプを納入していたことが判明した。現在供用されている多くのコンクリート橋の安全性が最も懸念されているが、現在当社の見解としては、本製品は捨て型枠であり、構造部材ではないので、橋梁の安全性には問題ないと思慮している。</p> <p>今後は、第三者機関による安全性が確認されるまで本製品の出荷をしないこととし、再発防止策については、現在検討中である。また、これに伴う費用及び今後の業績に与える影響については、現在調査中である。</p>	

(2) 【その他】

- ① 当社水道用ダクタイル鋳鉄管直管の営業の一部について、当社従業員の行為が独占禁止法に違反するとして、平成11年12月に公正取引委員会から課徴金の納付命令を受けたが、その算定方法について平成12年1月に審判手続きの開始を請求し、現在審判中である。
 - ② 当社の連結子会社である栗本建設工業株式会社において、オリックス・リアルエステート株式会社に対して、平成18年9月に横浜市の日吉本町共同住宅新築工事他に関する工事代金の請求訴訟を提起し、現在係属中である。
 - ③ 当社の連結子会社である栗本建設工業株式会社において、平成18年10月に大阪市の神崎川隣接の工場跡地土壌改良請負工事について、株式会社大林組から損害賠償請求を提訴され、現在係属中である。
- なお、当社は栗本建設工業株式会社の連帯保証を行っている。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		9,434		9,003		11,442	
2 受取手形	※7	3,066		2,950		4,314	
3 売掛金		21,772		19,654		26,478	
4 有価証券		100		250		100	
5 たな卸資産		19,862		18,888		15,018	
6 その他		9,925		7,973		6,252	
貸倒引当金		△24		△16		△18	
流動資産合計		64,136	43.5	58,703	41.6	63,588	42.5
II 固定資産							
1 有形固定資産	※2						
(1) 建物	※1.2	7,228		6,910		6,525	
(2) 機械及び装置	※1	7,572		7,438		7,489	
(3) 土地	※2	24,491		22,133		22,136	
(4) その他	※1	2,718		2,301		2,914	
計		42,010		38,783		39,066	
2 無形固定資産		229		356		371	
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		38,377		37,616		42,448	
(2) その他		6,008		7,076		5,583	
貸倒引当金		△3,163		△1,497		△1,491	
計		41,223		43,195		46,540	
固定資産合計		83,462	56.5	82,335	58.4	85,978	57.5
資産合計		147,599	100.0	141,039	100.0	149,566	100.0
(負債の部)							
I 流動負債							
1 支払手形	※7	4,721		4,013		5,173	
2 買掛金		13,319		15,009		16,354	
3 短期借入金	※2	17,051		19,551		18,626	
4 未払法人税等		84		103		254	
5 前受金		4,978		3,729		3,187	
6 賞与引当金		790		670		1,200	
7 工事損失引当金		345		973		368	
8 その他の引当金		55		—		—	
9 その他	※5	4,023		4,002		5,482	
流動負債合計		45,368	30.7	48,052	34.1	50,647	33.8
II 固定負債							
1 長期借入金	※2	12,229		6,947		9,513	
2 繰延税金負債		421		—		—	
3 退職給付引当金		3,488		2,691		3,088	
4 環境安全対策引当金		259		236		236	
固定負債合計		16,399	11.1	9,875	7.0	12,838	8.6
負債合計		61,768	41.8	57,928	41.1	63,486	42.4

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		31,186	21.1	31,186	22.1	31,186	20.9
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		28,743		28,743		28,743	
(2) その他資本剰余金		117		117		117	
資本剰余金合計		28,861	19.6	28,861	20.5	28,861	19.3
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金		25		25		25	
(2) その他利益剰余金							
固定資産圧縮特 別勘定積立金		—		418		418	
別途積立金		32,146		21,546		32,146	
繰越利益剰余金		△11,923		181		△9,668	
利益剰余金合計		20,247	13.7	22,171	15.7	22,921	15.3
4 自己株式		△1,391	△0.9	△1,395	△1.0	△1,392	△0.9
株主資本合計		78,903	53.5	80,823	57.3	81,575	54.6
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券評 価差額金		6,944	4.7	2,291	1.6	4,515	3.0
2 繰延ヘッジ損益		△18	△0.0	△4	△0.0	△10	△0.0
評価・換算差額等合 計		6,926	4.7	2,287	1.6	4,504	3.0
純資産合計		85,830	58.2	83,110	58.9	86,080	57.6
負債純資産合計		147,599	100.0	141,039	100.0	149,566	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			30,091	100.0		30,901	100.0		78,592	100.0
II 売上原価			25,101	83.4		25,680	83.1		63,395	80.7
売上総利益			4,989	16.6		5,220	16.9		15,197	19.3
III 販売費及び一般管理費			7,204	24.0		7,109	23.0		14,732	18.7
営業利益			—	—		—	—		464	0.6
営業損失			2,214	7.4		1,889	6.1		—	—
IV 営業外収益	※1		1,238	4.1		1,037	3.4		1,952	2.4
V 営業外費用	※2		707	2.3		706	2.3		1,278	1.6
経常利益			—	—		—	—		1,138	1.4
経常損失			1,683	5.6		1,558	5.0		—	—
VI 特別利益	※4		1,382	4.6		688	2.2		8,601	10.9
VII 特別損失	※5.7		13,999	46.5		649	2.1		17,569	22.3
税引前中間純損失			14,301	47.5		1,518	4.9		—	—
税引前当期純損失			—	—		—	—		7,829	10.0
法人税、住民税及び事業税	※3	△1,018	—	—	△1,023	—	—	281	—	—
法人税等調整額		—	△1,018	△3.4	—	△1,023	△3.3	2,241	2,523	3.2
中間純損失			13,282	44.1		494	1.6		—	—
当期純損失			—	—		—	—		10,353	13.2

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合計		
						別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
平成18年3月31日 残高 (百万円)	31,186	28,743	117	28,861	25	32,146	1,613	33,784	△1,389	92,442
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当（注）							△255	△255		△255
中間純利益（△損失）							△13,282	△13,282		△13,282
自己株式の取得									△1	△1
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純額）										
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	—	—	△13,537	△13,537	△1	△13,538
平成18年9月30日 残高 (百万円)	31,186	28,743	117	28,861	25	32,146	△11,923	20,247	△1,391	78,903

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	9,955	—	9,955	102,398
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当（注）				△255
中間純利益（△損失）				△13,282
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目の中間会 計期間中の変動額（純額）	△3,010	△18	△3,028	△3,028
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△3,010	△18	△3,028	△16,567
平成18年9月30日 残高 (百万円)	6,944	△18	6,926	85,830

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日 残高 (百万円)	31,186	28,743	117	28,861	25	418	32,146	△9,668	22,921	△1,392	81,575
中間会計期間中の変動額											
別途積立金の取崩							△10,600	10,600	—		—
剰余金の配当								△255	△255		△255
中間純利益（△損失）								△494	△494		△494
自己株式の取得										△2	△2
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (純額)											
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	—	—	△10,600	9,850	△749	△2	△752
平成19年9月30日 残高 (百万円)	31,186	28,743	117	28,861	25	418	21,546	181	22,171	△1,395	80,823

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	
平成19年3月31日 残高 (百万円)	4,515	△10	4,504	86,080
中間会計期間中の変動額				
別途積立金の取崩				—
剰余金の配当				△255
中間純利益（△損失）				△494
自己株式の取得				△2
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (純額)	△2,223	6	△2,216	△2,216
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△2,223	6	△2,216	△2,969
平成19年9月30日 残高 (百万円)	2,291	△4	2,287	83,110

前事業年度の株主資本等変動計算書（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計			
						固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年3月31日 残高 (百万円)	31,186	28,743	117	28,861	25	—	32,146	1,613	33,784	△1,389	92,442	
事業年度中の変動額												
剰余金の配当（注）								△510	△510		△510	
当期純利益（△損失）								△10,353	△10,353		△10,353	
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立						418		△418	—		—	
自己株式の取得										△3	△3	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）												
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	—	418	—	△11,282	△10,863	△3	△10,866	
平成19年3月31日 残高 (百万円)	31,186	28,743	117	28,861	25	418	32,146	△9,668	22,921	△1,392	81,575	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	9,955	—	9,955	102,398
事業年度中の変動額				
剰余金の配当（注）				△510
当期純利益（△損失）				△10,353
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立				—
自己株式の取得				△3
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△5,440	△10	△5,451	△5,451
事業年度中の変動額合計 (百万円)	△5,440	△10	△5,451	△16,318
平成19年3月31日 残高 (百万円)	4,515	△10	4,504	86,080

（注）このうち、△255百万円は平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 資産の評価基準及び 評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 …移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの …中間決算日の市場価格等に 基づく時価法（評価差額は全 部純資産直入法により処理 し、売却原価は移動平均法に より算定している） 時価のないもの …移動平均法による原価法</p> <p>(2) デリバティブ …時価法</p> <p>(3) たな卸資産 製品・仕掛品・半成工事 …総平均法又は個別法による 原価法 原材料・貯蔵品 …移動平均法による原価法</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 …同左 その他有価証券 時価のあるもの …同左 時価のないもの …同左</p> <p>(2) デリバティブ …同左</p> <p>(3) たな卸資産 製品・仕掛品・半成工事 …同左 原材料・貯蔵品 …同左</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 …同左 その他有価証券 時価のあるもの …決算期末日の市場価格等に 基づく時価法（評価差額は全 部純資産直入法により処理 し、売却原価は移動平均法に より算定している） 時価のないもの …同左</p> <p>(2) デリバティブ …同左</p> <p>(3) たな卸資産 製品・仕掛品・半成工事 …同左 原材料・貯蔵品 …同左</p>
2 固定資産の減価償却 の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用している。 取得価額10万円以上20万円未満 の少額減価償却資産については 一括償却資産として3年間で均 等に償却する方法を採用してい る。 なお、主な耐用年数は次のとお りである。 建物 3～50年 構築物 2～60年 機械及び装置 2～17年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用している。 なお、自社利用のソフトウェ アについては、社内における利 用可能期間（5年）に基づいて いる。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用している。 取得価額10万円以上20万円未満 の少額減価償却資産については 一括償却資産として3年間で均 等に償却する方法を採用してい る。 なお、主な耐用年数は次のとお りである。 建物 3～50年 構築物 2～60年 機械及び装置 2～17年 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当中間 会計期間より、平成19年4月1日 以降に取得した有形固定資産につ いて、改正後の法人税法に基づく 減価償却の方法に変更している。 これにより営業損失、経常損失 及び税引前中間純損失は、それぞ れ2百万円増加している。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用している。 取得価額10万円以上20万円未満 の少額減価償却資産については 一括償却資産として3年間で均 等に償却する方法を採用してい る。 なお、主な耐用年数は次のとお りである。 建物 3～50年 構築物 2～60年 機械及び装置 2～17年</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与支給に備えるため、賞与支給見込額を計上している。</p> <p>(3) 工事損失引当金 受注工事の損失に備えるため、手持受注工事のうち当中間会計期間末において大幅な損失の発生が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事については、翌期以降に発生が見込まれる損失見込額を計上している。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上している。 また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。</p> <p>(5) 環境安全対策引当金 保管するPCB廃棄物等の処理費用の支出に備えるため、当中間会計期間末においてその金額を合理的に見積もることができる処理費用については、翌期以降に発生が見込まれる金額を計上している。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 工事損失引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 環境安全対策引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 工事損失引当金 受注工事の損失に備えるため、手持受注工事のうち当事業年度末において大幅な損失の発生が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事については、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失見込額を計上している。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。 また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。</p> <p>(5) 環境安全対策引当金 保管するPCB廃棄物等の処理費用の支出に備えるため、当事業年度末においてその金額を合理的に見積もることができる処理費用については、翌事業年度以降に発生が見込まれる金額を計上している。</p>
4 リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p>	同左	同左

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たす場合には、振当処理をしている。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨建債権債務及び外貨建予定取引</p> <p>(3) ヘッジ方針 通常業務を遂行する上で発生する為替変動リスクを回避するために利用している。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断している。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
6 その他中間財務諸表 (財務諸表)作成の ための基本となる重 要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理については税抜方式によっている。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>
7 工事進行基準の適用 対象の変更	<p>—————</p>	<p>従来、工事進行基準の適用対象は「工期1年以上かつ請負金額5億円以上」としていたが、当中間会計期間より「工期1年以上かつ請負金額1億円以上」に変更した。この変更は、最近の受注環境等の変化により受注工事の小型化傾向が強まってきたため、工事進行基準の適用範囲を広げ、工事収益についてより適正に期間損益計算を行うためのものである。この結果、従来の方法に比べ、売上高は1,021百万円増加し、売上原価は907百万円増加し、売上総利益は114百万円増加している。また、営業損失、経常損失及び税引前中間純損失それぞれ106百万円減少している。</p>	<p>—————</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は85,848百万円である。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成している。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は86,090百万円である。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成している。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 62,023百万円</p> <p>※2 担保資産 (1) 担保に供している資産 有形固定資産 1,940百万円 (帳簿価額) (内工場財団分 1,940百万円)</p> <p>(2) 上記に対する債務額 短期借入金 240百万円 長期借入金 1,160百万円 計 1,400百万円 (内工場財団分 1,400百万円)</p> <p>3 保証債務 従業員(住宅資金)の金融機関 借入金に対する保証債務 934百万円 連結子会社(クリモトファイナ ンス㈱)の金融機関借入金に対す る保証債務 16,790百万円</p> <p>4 債権流動化のための受取手形 譲渡高 6,166百万円</p> <p>※5 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税 等は相殺のうえ、流動負債のそ の他に含めて表示している。</p> <p>6 当座貸越契約及び貸出コミット メント 当社においては、運転資金の 効率的な調達を行うため取引銀 行13行と当座貸越契約及び貸出 コミットメント契約を締結して いる。 当中間会計期間末における当 座貸越契約及び貸出コミットメ ントに係る借入未実行残高等は 次のとおりである。 当座貸越極度額 及び貸出コミット メントの総額 36,970百万円 借入実行残高 13,070百万円 差引額 23,900百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 58,934百万円</p> <p>※2 担保資産 (1) 担保に供している資産 土地 1,031百万円 建物 887百万円 計 1,919百万円 (帳簿価額) (内工場財団分 1,919百万円)</p> <p>(2) 上記に対する債務額 短期借入金 60百万円 長期借入金 1,100百万円 計 1,160百万円 (内工場財団分 1,160百万円)</p> <p>3 保証債務 従業員(住宅資金)の金融機関 借入金に対する保証債務 823百万円 連結子会社(クリモトファイナ ンス㈱)の金融機関借入金に対す る保証債務 15,790百万円</p> <p>4 債権流動化のための受取手形 譲渡高 6,455百万円</p> <p>※5 消費税等の取扱い 同左</p> <p>6 当座貸越契約及び貸出コミット メント 当社においては、運転資金の 効率的な調達を行うため取引銀 行13行と当座貸越契約及び貸出 コミットメント契約を締結して いる。 当中間会計期間末における当 座貸越契約及び貸出コミットメ ントに係る借入未実行残高等は 次のとおりである。 当座貸越極度額 及び貸出コミット メントの総額 36,890百万円 借入実行残高 14,270百万円 差引額 22,620百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 58,619百万円</p> <p>※2 担保資産 (1) 担保に供している資産 土地 1,031百万円 建物 884百万円 計 1,916百万円 (帳簿価額) (内工場財団分 1,916百万円)</p> <p>(2) 上記に対する債務額 短期借入金 180百万円 長期借入金 1,100百万円 計 1,280百万円 (内工場財団分 1,280百万円)</p> <p>3 保証債務 従業員(住宅資金)の金融機関 借入金に対する保証債務 875百万円 連結子会社(クリモトファイナ ンス㈱)の金融機関借入金に対す る保証債務 14,790百万円</p> <p>4 債権流動化のための受取手形 譲渡高 10,355百万円</p> <p>※5 _____</p> <p>6 当座貸越契約及び貸出コミット メント 当社においては、運転資金の 効率的な調達を行うため取引銀 行13行と当座貸越契約及び貸出 コミットメント契約を締結して いる。 当事業年度末における当座貸 越契約及び貸出コミットメント に係る借入未実行残高等は次の とおりである。 当座貸越極度額 及び貸出コミット メントの総額 36,890百万円 借入実行残高 13,920百万円 差引額 22,970百万円</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)														
<p>※7 中間期末日満期手形</p> <p>中間期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理している。なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間期末日満期手形が中間期末残高に含まれている。</p> <table data-bbox="156 506 520 568"> <tr> <td>受取手形</td> <td>63百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>629百万円</td> </tr> </table>	受取手形	63百万円	支払手形	629百万円	<p>※7 中間期末日満期手形</p> <p>中間期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理している。なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間期末日満期手形が中間期末残高に含まれている。</p> <table data-bbox="587 506 951 568"> <tr> <td>受取手形</td> <td>31百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>461百万円</td> </tr> </table>	受取手形	31百万円	支払手形	461百万円	<p>※7 事業年度末日満期手形</p> <p>当事業年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の満期手形が当事業年度末日の残高に含まれている。</p> <table data-bbox="1018 506 1382 602"> <tr> <td>受取手形</td> <td>114百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>1,290百万円</td> </tr> <tr> <td>設備支払手形</td> <td>6百万円</td> </tr> </table>	受取手形	114百万円	支払手形	1,290百万円	設備支払手形	6百万円
受取手形	63百万円															
支払手形	629百万円															
受取手形	31百万円															
支払手形	461百万円															
受取手形	114百万円															
支払手形	1,290百万円															
設備支払手形	6百万円															

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																
<p>※1 営業外収益のうち主要なもの 受取配当金 771百万円</p> <p>※2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 143百万円 異常操業度損失 176百万円</p> <p>※3 法人税、住民税及び事業税 中間会計期間に係る法人税、住民税及び事業税と税効果会計(簡便法)の適用による調整額は一括して記載している。</p> <p>※4 特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 1,373百万円</p> <p>※5 特別損失のうち主要なもの 投資有価証券等評価損 12,970百万円</p> <p>6 減価償却実施額 有形固定資産 842百万円 無形固定資産 40百万円</p> <p>※7 減損損失 当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上した。</p>	<p>※1 営業外収益のうち主要なもの 受取配当金 811百万円</p> <p>※2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 188百万円 製造に係る異常操業度損失 129百万円</p> <p>※3 法人税、住民税及び事業税 同左</p> <p>※4 特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 581百万円</p> <p>※5 特別損失のうち主要なもの 違約金 541百万円</p> <p>6 減価償却実施額 有形固定資産 851百万円 無形固定資産 57百万円</p> <p>※7 減損損失 当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上した。</p>	<p>※1 営業外収益のうち主要なもの 受取配当金 1,070百万円</p> <p>※2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 325百万円 製造に係る異常操業度損失 251百万円</p> <p>※3 —————</p> <p>※4 特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 5,325百万円 土地売却益 2,862百万円</p> <p>※5 特別損失のうち主要なもの 関係会社株式評価損 13,133百万円</p> <p>6 減価償却実施額 有形固定資産 1,727百万円 無形固定資産 100百万円</p> <p>※7 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上した。</p>																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">場所</th> <th style="width: 15%;">用途</th> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 15%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県 安曇野市 他1件</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し資産のグルーピングを行っている。ただし、遊休資産については個々の物件単位でグルーピングを行っている。</p> <p>地価の継続的な下落により資産価値が帳簿価額を下回る土地について、当該資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し1百万円を減損損失として特別損失に計上した。</p> <p>なお、当該資産の回収可能額は、重要な資産については不動産鑑定評価に基づき算定し、その他の資産については、主に固定資産税評価額を基礎に算定している。</p>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	長野県 安曇野市 他1件	遊休資産	土地	1	合計			1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">場所</th> <th style="width: 15%;">用途</th> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 15%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県 安曇野市</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し資産のグルーピングを行っている。ただし、遊休資産については個々の物件単位でグルーピングを行っている。</p> <p>地価の継続的な下落により資産価値が帳簿価額を下回る土地について、当該資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し0百万円を減損損失として特別損失に計上した。</p> <p>なお、当該資産の回収可能額は、重要な資産については不動産鑑定評価に基づき算定し、その他の資産については、主に固定資産税評価額を基礎に算定している。</p>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	長野県 安曇野市	遊休資産	土地	0	合計			0	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">場所</th> <th style="width: 15%;">用途</th> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 15%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県 宝塚市 他2件</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td style="text-align: center;">61</td> </tr> <tr> <td>兵庫県 宝塚市</td> <td>遊休資産</td> <td>建物</td> <td style="text-align: center;">36</td> </tr> <tr> <td>兵庫県 宝塚市</td> <td>遊休資産</td> <td>構築物</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td>兵庫県 宝塚市</td> <td>遊休資産</td> <td>工具・器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">107</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し資産のグルーピングを行っている。ただし、遊休資産については個々の物件単位でグルーピングを行っている。</p> <p>地価の継続的な下落により資産価値が大幅に下落したため、当該資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し107百万円を減損損失として特別損失に計上した。</p> <p>なお、当該資産の回収可能額は、重要な資産については不動産鑑定評価に基づき算定し、その他の資産については、主に固定資産税評価額を基礎に算定している。</p>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	兵庫県 宝塚市 他2件	遊休資産	土地	61	兵庫県 宝塚市	遊休資産	建物	36	兵庫県 宝塚市	遊休資産	構築物	8	兵庫県 宝塚市	遊休資産	工具・器具及び備品	0	合計			107
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																															
長野県 安曇野市 他1件	遊休資産	土地	1																																															
合計			1																																															
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																															
長野県 安曇野市	遊休資産	土地	0																																															
合計			0																																															
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																															
兵庫県 宝塚市 他2件	遊休資産	土地	61																																															
兵庫県 宝塚市	遊休資産	建物	36																																															
兵庫県 宝塚市	遊休資産	構築物	8																																															
兵庫県 宝塚市	遊休資産	工具・器具及び備品	0																																															
合計			107																																															

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末株 式数(株)
自己株式				
普通株式	6,352,849	4,358	—	6,357,207

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加である。

当中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末株 式数(株)
自己株式				
普通株式	6,363,404	7,885	—	6,371,289

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加である。

前事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式 数(株)	当事業年度減少株式 数(株)	当事業年度末株式数 (株)
自己株式				
普通株式	6,352,849	10,555	—	6,363,404

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加である。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																																
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具・器具及び備品</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>91百万円</td> <td>82百万円</td> <td>173百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>59百万円</td> <td>40百万円</td> <td>99百万円</td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高相当額</td> <td>31百万円</td> <td>42百万円</td> <td>74百万円</td> </tr> </tbody> </table>		工具・器具及び備品	その他	合計	取得価額相当額	91百万円	82百万円	173百万円	減価償却累計額	59百万円	40百万円	99百万円	中間会計期間末残高相当額	31百万円	42百万円	74百万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具・器具及び備品</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>47百万円</td> <td>90百万円</td> <td>138百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>19百万円</td> <td>52百万円</td> <td>72百万円</td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高相当額</td> <td>28百万円</td> <td>37百万円</td> <td>65百万円</td> </tr> </tbody> </table>		工具・器具及び備品	その他	合計	取得価額相当額	47百万円	90百万円	138百万円	減価償却累計額	19百万円	52百万円	72百万円	中間会計期間末残高相当額	28百万円	37百万円	65百万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具・器具及び備品</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>74百万円</td> <td>78百万円</td> <td>153百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>52百万円</td> <td>44百万円</td> <td>97百万円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>21百万円</td> <td>34百万円</td> <td>56百万円</td> </tr> </tbody> </table>		工具・器具及び備品	その他	合計	取得価額相当額	74百万円	78百万円	153百万円	減価償却累計額	52百万円	44百万円	97百万円	期末残高相当額	21百万円	34百万円	56百万円
	工具・器具及び備品	その他	合計																																															
取得価額相当額	91百万円	82百万円	173百万円																																															
減価償却累計額	59百万円	40百万円	99百万円																																															
中間会計期間末残高相当額	31百万円	42百万円	74百万円																																															
	工具・器具及び備品	その他	合計																																															
取得価額相当額	47百万円	90百万円	138百万円																																															
減価償却累計額	19百万円	52百万円	72百万円																																															
中間会計期間末残高相当額	28百万円	37百万円	65百万円																																															
	工具・器具及び備品	その他	合計																																															
取得価額相当額	74百万円	78百万円	153百万円																																															
減価償却累計額	52百万円	44百万円	97百万円																																															
期末残高相当額	21百万円	34百万円	56百万円																																															
2 未経過リース料中間会計期間末残高相当額	2 未経過リース料中間会計期間末残高相当額	2 未経過リース料期末残高相当額																																																
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>31百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>43百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>74百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	31百万円	1年超	43百万円	合計	74百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>23百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>42百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>65百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	23百万円	1年超	42百万円	合計	65百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>23百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>32百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>56百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	23百万円	1年超	32百万円	合計	56百万円																														
1年以内	31百万円																																																	
1年超	43百万円																																																	
合計	74百万円																																																	
1年以内	23百万円																																																	
1年超	42百万円																																																	
合計	65百万円																																																	
1年以内	23百万円																																																	
1年超	32百万円																																																	
合計	56百万円																																																	
(注) 取得価額相当額及び未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、中間財務諸表等規則第5条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法により算定している。	(注) 同左	(注) 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっている。																																																
3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失	3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失	3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失																																																
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>18百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>18百万円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	18百万円	減価償却費相当額	18百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>15百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>15百万円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	15百万円	減価償却費相当額	15百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>35百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>35百万円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	35百万円	減価償却費相当額	35百万円																																				
支払リース料	18百万円																																																	
減価償却費相当額	18百万円																																																	
支払リース料	15百万円																																																	
減価償却費相当額	15百万円																																																	
支払リース料	35百万円																																																	
減価償却費相当額	35百万円																																																	
4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。	4 減価償却費相当額の算定方法 同左	4 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	(減損損失について) 同左	(減損損失について) 同左																																																

(有価証券関係)

前中間会計期間末、当中間会計期間末及び前事業年度末のいずれにおいても、子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはない。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略している。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>当社は、平成18年11月28日に下記のとおり、固定資産（旧泉北工場）の売買契約を締結した。</p> <p>(1) 譲渡の理由 工場集約により遊休資産となった当該資産を、財務体質改善の一環として譲渡することとした。</p> <p>(2) 譲渡資産の内容 大阪府泉大津市臨海町 土地 35,942.88㎡・建物</p> <p>(3) 譲渡価額等 帳簿価額： 844百万円 譲渡価額：3,588百万円</p> <p>(4) 引渡予定日 平成19年3月中旬</p>	<p>1. (重要な会社分割)</p> <p>当社は、平成19年9月25日開催の取締役会において、平成19年11月1日付けで当社の鉄構事業部の橋梁関連事業を、子会社である栗本橋梁エンジニアリング㈱に会社分割により移管する決議を行い、同日に栗本橋梁エンジニアリング㈱と吸収分割に関する契約を締結した。</p> <p>なお、詳細については、「第5経理の状況 1. 中間連結財務諸表等」の重要な後発事象に記載のとおりである。</p> <p>2. 当社の一部製品に関する検査機器の数値及び板厚の改ざんについて</p> <p>当社建材事業部の一部製品に関して「高速道路用ホロースラブパイプ（円筒型枠）について、カタログ仕様を下回る板厚のパイプを納入していたことが判明した。現在供用されている多くのコンクリート橋の安全性が最も懸念されているが、現在当社の見解としては、本製品は捨て型枠であり、構造部材ではないので、橋梁の安全性には問題ないと思慮している。</p> <p>今後は、第三者機関による安全性が確認されるまで本製品の出荷をしないこととし、再発防止策については、現在検討中である。また、これに伴う費用及び今後の業績に与える影響については、現在調査中である。</p>	

(2) 【その他】

(中間配当)

平成19年11月16日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議した。

- (1) 中間配当による配当金の総額……………255百万円
- (2) 1株当たりの金額……………2円00銭
- (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成19年12月10日

(注) 平成19年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行う。

(訴訟)

- ①当社の水道用ダクタイル鋳鉄管直管の営業の一部について、当社従業員の行為が独占禁止法に違反するとして、平成11年12月に公正取引委員会から課徴金の納付命令を受けたが、その算定方法について平成12年1月に審判手続きの開始を請求し、現在審判中である。
- ②当社の連結子会社である栗本建設工業株式会社において、平成18年10月に大阪市の神崎川隣接の工場跡地土壌改良請負工事について、株式会社大林組から損害賠償請求を提訴され、現在係属中である。
なお、当社は栗本建設工業株式会社の連帯保証を行っている。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

- | | |
|---|-------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類
(事業年度(第111期) 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) | 平成19年6月28日
関東財務局長に提出 |
| (2) 訂正発行登録書 | 平成19年6月28日
関東財務局長に提出 |
| (3) 有価証券報告書の訂正報告書
(事業年度(第111期) 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) | 平成19年7月13日
関東財務局長に提出 |
| (4) 訂正発行登録書 | 平成19年7月13日
関東財務局長に提出 |
| (5) 有価証券報告書の訂正報告書
(事業年度(第109期) 自平成16年4月1日 至平成17年3月31日) | 平成19年7月20日
関東財務局長に提出 |
| (6) 有価証券報告書の訂正報告書
(事業年度(第110期) 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日) | 平成19年7月20日
関東財務局長に提出 |
| (7) 有価証券報告書の訂正報告書
(事業年度(第111期) 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) | 平成19年7月20日
関東財務局長に提出 |
| (8) 訂正発行登録書 | 平成19年7月20日
関東財務局長に提出 |
| (9) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規程に基づく臨時報告書である。 | 平成19年12月6日
関東財務局長に提出 |
| (10) 訂正発行登録書 | 平成19年12月6日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

株式会社栗本鐵工所

取締役会 御中

ナニワ監査法人

代表社員 公認会計士 道幸 静児 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 平井 文彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社栗本鐵工所の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社栗本鐵工所及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追加情報

1. 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は、当中間連結会計期間より改正後の中間連結財務諸表規則が適用されることとなるため、この規則により中間連結財務諸表を作成している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成18年11月28日に固定資産の売買契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社栗本鐵工所

取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 道幸 静児 ㊞

代表社員
業務執行社員 公認会計士 平井 文彦 ㊞

代表社員
業務執行社員 公認会計士 洲崎 篤史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社栗本鐵工所の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社栗本鐵工所及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追加情報

1. 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社及び一部の連結子会社は、当中間連結会計期間より工事進行基準の適用対象範囲を変更した。
2. 重要な後発事象1.に記載されているとおり、会社は平成19年11月1日に鉄構事業部の橋梁関連事業を会社分割し、子会社に移転した。
3. 重要な後発事象2.に記載されているとおり、一部製品について検査機器の数値及び板厚を改ざんして納入していたことが判明した。会社は、これに伴う費用及び今後の業績に与える影響について、現在調査中である。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

株式会社栗本鐵工所

取締役会 御中

ナニワ監査法人

代表社員 公認会計士 道幸 静児 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 平井 文彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社栗本鐵工所の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第111期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社栗本鐵工所の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追加情報

1. 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は、当中間会計期間より改正後の中間財務諸表等規則が適用されることとなるため、この規則により中間財務諸表を作成している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成18年11月28日に固定資産の売買契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社栗本鐵工所

取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 道幸 静児 ㊞

代表社員
業務執行社員 公認会計士 平井 文彦 ㊞

代表社員
業務執行社員 公認会計士 洲崎 篤史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社栗本鐵工所の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第112期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社栗本鐵工所の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追加情報

1. 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は、当中間会計期間より工事進行基準の適用対象範囲を変更した。
2. 重要な後発事象1.に記載されているとおり、会社は平成19年11月1日に鉄構事業部の橋梁関連事業を会社分割し、子会社に移転した。
3. 重要な後発事象2.に記載されているとおり、一部製品について検査機器の数値及び板厚を改ざんして納入していたことが判明した。会社は、これに伴う費用及び今後の業績に与える影響について、現在調査中である。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管している。